

官

報 號 外

明治二十六年二月十五日

水曜日 内閣官報局

○ 第四回 帝國議會 衆議院議事速記錄第二十四號

(一)

明治二十六年二月十四日(火曜日)午後一時二十七分開議

議事日程 第三十三號 明治二十六年二月十四日 午後一時開議

第一 取引所法案(政府提出)

第二 集會及政社法改正案(本院提出貴族院回付)

第三 大垣兵次君ヨリ西山志澄君ノ資格ニ對シ異議ノ申立アルニ付其審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第四 選舉干涉ニ關スル上奏案(河野廣中君外三名提出)

第五 出版條例改正案

第六 版權法案

第七 輸入棉花關稅免除法律案

第八 航路擴張建議案

第九 明治二十三年法律第八十四號改正案

第十 豫戒令廢止建議案(長谷場純孝君外四名提出)

第十一 日本銀行ニ關スル建議案(中村彌六君提出)

○議長(星亨君) 是ヨリ開會致シマス報告ガゴザイマス

(小池書記官朗讀)

關戸覺藏君提出ニ係ル郡分合ニ關スル質問ニ對シ井上内務大臣ヨリ答辯アリタリ

衆議院議員關戸覺藏君外一名ヨリ茨城千葉二縣境界ニ關スル質問ニ對シ

内務大臣ヨリ答辯書提出ニ付及御回付候也

明治二十六年二月十三日

内閣總理大臣伯爵伊藤博文

衆議院議長星亨殿

衆議院議員關戸覺藏君外一名提出茨城千葉二縣境界ノ件質問ニ對スル別紙答辯書差進候也

明治二十六年二月七日

内務大臣伯爵井上馨

衆議院議長星亨殿

衆議院議員關戸覺藏君外一名提出茨城千葉二縣境界ニ關スル質問ノ答辯書

茨城千葉兩縣管轄區域更正ノ件ハ數年前ニ於テ建議請願スルモノアリ然ルニ本件ハ之レヲ非トスルノ上書モ亦多キノミナラス治水上ノ關係少カ

ラサルヲ以テ特ニ慎重ヲ加フルヲ要ス依テ他ノ郡分合ニ關スル件ト同シ

ク今猶審査中ニ屬ス其審査成ルニ及テハ速ニ相當ノ處分ヲ施サンコトヲ期ス
詔勅ヲ遵行スルニ付政府ノ意向ヲ確ムルタメノ特別委員長ニ河野廣中君同理事ニ島田三郎君當選セラレタリ

明治二十六年二月七日

内務大臣伯爵井上馨

右答辯候也

○議長(星亨君) 是ヨリ會議ニ取掛リマス、諸君ニ御説リ申スノハ篠田政龍君病氣ニ附キ一週間ノ請暇ヲ願出テラレマンタ、例ニ依テ御許シニ……
(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 然ラバ許シマス、尙ホ商法改正法案ノ委員會ヲ開クニ就イテ委員長ヨリ缺席致シタイト云フコトノ届ガゴザイマシタガ、是モ御許シニナルコト、考ヘマス

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 是ヨリ本日ノ議事日程第一取引所法案昨日ノ續ニ掛リマス、第三章ノ第九條ヲ會議ニ掛ケマス、是ハズつと以下朗讀ハ省キマス

○議長(星亨君) 何處ニアル「其ノ」デス

○鹽田奥造君(二百九番) 改メタ十條ノ一行ノ「一箇年以上」ト云フ下ニ「其ノ」ト云フ是丈省キマス、即チ訂正ヲ申立テ、置キマス

○議長(星亨君) 「一箇年以上其ノ」ト云フ「其ノ」ノ一字ヲ省クノデスカ

○鹽田奥造君(二百九番) 左様

○議長(星亨君) 正誤デスカ

○鹽田奥造君(一百九番) 正誤デス

○議長(星亨君) モウ御議論ガナケレバ採決致シテ宜カラウト思ヒマス

(修正ニ異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 委員會ノ修正ガゴザリマスカラ修正ニ賛成ノ方ハ起立ヲ願ヒマス

(異議ナシト呼ブ者アリ)

起立者 多數

○議長(星亨君) 多數ト認メマス、依ツテ修正ノ如ク極リマシタ——、是ヨリ十一條ヲ會議ニ掛ケマス、原案ノ十條

(修正ニ異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 委員會ノ修正ノ如クシテ異議ガゴザリマセヌナラバ左様決

○議長(星亨君) 然ラバ多數ニ依クテ委員會ノ修正ノ如ク極リマシタ――、

十一條ヲ會議ニ掛ケマス、委員會ノ修正ガアリマスナ

○議長(星亨君) 然ラバ委員會ノ修正ノ如ク十一條ハ多數ニ依クテ極リマシタ――、十三條ヨリ十四條マデヲ會議ニ掛ケマス

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 原案ノ十二條デ委員會ノ修正ノ十三條ニナシテ居ル十二條ヨリ十四條

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 然ラバ原案ノ十二條ヨリ十四條マデハ、委員會ノ修正ノ如ク多數ニ依クテ異議ナシト極リマシタ――、是ヨリ第四章ノ十五條ヨリ十六條マデヲ會議ニ掛ケマス、十五條ハ別ニ修正モゴザリマセヌ原案ノ通リデス

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 然ラバ十五條ハ原案ノ通り異議ナシト極リマシタ、十六條ニハ委員會ニ於テハ此其ノハ宜シイノデスカ――ト云フ字ハ宜シイノデスカ

○鹽田奥造君(二百九番) 是ハ宜イデス、舊十六條ノ「取引所ノ役員及雇人ハ其ノスウ云フノデスナ――、其御問デスナ宜イ

○議長(星亨君) 委員會ノ修正ニ於テ異議ガナケレバ、左様決シマスコトニ致シマス

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 然ラバ十六條ハ多數ニ依クテ委員會ノ修正ノ如ク極リマシタ――、是ヨリ第五章ノ第十七條ヨリ一十三條マデヲ會議ニ掛ケマス

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 委員會ノ修正ハ唯此條ニ就イテノ修正ノアル丈デス

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 然ラバ二十四條モ原案通り極リマシタ――、二十五條ハ委員會ニ於テハ削除ニナシテ居ル、二十五條ヲ會議ニ掛ケマス

四條ヲ會議ニ掛ケマス、二十四條ハ別ニ修正ハナイ

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 然ラバ二十四條モ原案通り極リマシタ――、二十五條ハ委員會ニ於テハ削除ニナシテ居ル、二十五條ヲ會議ニ掛ケマス

○議長(星亨君) 原案賛成デスカ、貴方賛成ノ趣意ヲ御述ニナルノデスカ

○中澤彦吉君(七十二番) 一寸原案ヲ賛成シタイデス

○議長(星亨君) サウスルト此先キニ通告ノ順ガアリマスガ

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 然ラバ二十四條モ原案通り極リマシタ――、二十五條ハ委員會ニ於テハ削除ニナシテ居ル、二十五條ヲ會議ニ掛ケマス

○議長(星亨君) 七十二番ハドウデス

○太田實君(七十四番) 七十四番ハ削除シタイト云フノデス、誰カ此先キニ通告ガアレバ其說ヲ承ヅテ後ニ

○議長(星亨君) 中野君モ通告ガゴザリマスカ

○中野武蔵君(二百五十九番) 反對者ガアレバ其後デ

○議長(星亨君) 七十二番貴方ハ賛成ノ意見デスカ――、ソレナレバ宜シウ

ゴザリマス

(中澤彦吉君演壇ニ登ル)

○中澤彦吉君(七十二番) 諸君、本員ハ此取引所法案ノ二十五條委員說ノ會デハ之ヲ削除ニナシテ居リマスガ、之ヲ原案ニ復シタ伊云フ考デゴザリマス、此取引所法案ハ諸君モ御承知ノ如ク政府ニ於テモ莫大ノ費用ヲ使ヒ、又

長日月ヲ費シ、十分ニ此歐米ノ例ヲ取調ベラレ、且ツ又日本ノ習慣ヲ調ベラレ、其折衷シタルモノガ即チ此取引所法案ニナシテ居ルノデアリマス、子其精神ト申スモノハ取りモ直サズ商業家ニ便宜ヲ與ヘルノト、又是迄ゴザリマス所ノ相場所等ノモノヲ改良スルト云フ精神デアリマセウ、デ其精神カラ持ツテ來マスルト云フト、此二十五條ハ最モ肝要ナ箇條デアツテ、且ツ又西洋ニ行ハル、所ノぶるすニ最モ適當スル近イモノデアル、デ是ガタメニハ日本

全州ノ商業會議所ヨリモ委員ヲ派出致シテ十分ニ討論ヲ致シテ之ヲ置カレタノデアリマス、デ又商業會議所モ十六商業會議所ガ殆ド全會一致ヲ以テ置カレタノデ、隨分鄭重ニ鄭重ヲ加ヘタ案ニアリマス、然ルニ之ヲ一朝輕々ニ思ヒシテ削除サレマシタノハ甚ダ本員ノ遺憾トスル所デアリマス、デ蓋シ此委員會ニ於テハ第二條ニ抵觸スルト云フ考デアツタカトモ考ヘマスガ、又其他ニモ昨日議長ノ御辯明ニ依リマスルト、削除サレタ多々ノ議論ガアル様ニ思ヒマス、併シ是ハ決シテ抵觸ハシテ居ラヌノデアリマシテ、取引所ト申スモノハ原案ノ第七條ニ取引所ノ賣賣取引ハ直取引延取引及定期ノ三種トス」トア

ル、直取引ト申セバ取りモ直サズ毎日店ノ商ヒヲシテ居ルノデアリマス、又マス、併シ是ハ決シテ抵觸ハシテ居ラヌノデアリマシテ、取引所ト申スモノハ原案ノ第七條ニ取引所ノ賣賣取引ハ直取引延取引及定期ノ三種トス」トア

ル、直取引ト申セバ取りモ直サズ毎日店ノ商ヒヲシテ居ルノガ通常デアリマス、又今度ノ船ニハ是丈ノ見本ヲ持シテ參ヌ、又

今度ノ船ニハ是丈ノ見本ヲ持シテ參ヌ、又

四月ナリト限ツテ商賣ヲスルノガ定期取引デアル、此定期取引が特定デアツテチ延取引デアル、サウシテ見マスルト此延取引ト云フモノハ往々行ハレテ

人民相互ノ間ニハ行ハレナインデアル、ソコデ第二十五條ノ明文ニ據リマスルト、市場ノ體裁ヲ成シ取引所ノ延取引ト同一又ハ類似ノ方法ヲ以テ賣買

取引ヲ爲サント欲スルモノハ政府ノ認可ヲ受クヘシ」トアル、サウシテ見スマレバ往々行ハル、延取引ヲ遣りタイ、併シ此延取引ト云フモノハ取引上ニ差

許シテアルカラ、ソコラニアツテ不都合ガアツテハナラヌト云フノデ政府ノ認可ヲ受クヘシトアル、政府ガ之ヲ取調べテ是デハ往ケナイト思ヘバ認可ヲ與ヘナシ、之ヲ宜シトイ見タナラバ認可ヲスルノデアリマセウ、又第二十四條ニ、此原案ノ第二十四條ニ「取引所外ニ於テ取引所ノ定期取引ト同一、又ハ

類似ノ方法ヲ以テ賣買取引ヲ爲スコトヲ得ス」トアル是ハ即チ罰則デアル、罰則ニ定期取引ト云フモノハ此第二條ニハ此第二十五條ノ延取引ト云フモノハ是等ノ

條ヲ設ケテナシテアリマス、サウシテ見マスレバ決シテ此第二條ニハ此第二十五條ハ抵觸シテ居ラヌノデアリマス、殊更ニ商人社會ノ眼カラ之ヲ見マスルト取引所法案ノ中ニ第一番肝要ナモノハ第二十五條デアツテ、此第二十五

條ガ最モ西洋デ行ハレル所ノボ一るすニモ近シ日本ノ慣習ニモ最モ近イノデ
アツテ、茲ニ延取引ト云フモノヲ許シタ所ガ決シテ差支ハナシ、且ツ又取引
所ト抵觸スル様ナコトハ毛頭アリマセヌノデ、是ハ十分ノ何モゴザリマシテ
詰問會モゴザリマシテソレモ決セラレマシタコトデモアリマスルシ、又何方
ヲ見マシテモ之ヲ是非存シテ置キタイト云フ大切ナ箇條ト思ロマスカラ、ド
ウカ諸君此儀ヲ諒セラレマシテ此儀ハ原案ニ復スル様ニ御贊成ヲ願ヒマス
○議長(星章君) 二百五十九番反対者ガゴザリマスヨ

○中野武營君(二百五十九番) 私ハ演壇ニ出マス程ノコトハゴザリマセヌカ
ラ此席カラ削除ヲ致シタ理由ヲ申述ベマス、唯ミ前論者ノ反対セラレマシタ
所ノ達フテ居ルコトヲ一言申述ベヤウト思ヒマス、唯今ノ説ニ依リマスルト、
此二十五條ト云フモノヲ存シタイト云フ精神ハ是ガ除カレタナラバ、此延取
引ヲスルコトヲ許サレタ様ニナリハセヌカト云コトヲ恐ル、タメニ、此條
ヲ残シテ置キタイト云フ御心配ノ様デアル、我と委員ガ此二十五條ヲ削除シ
タノハ決シテ左様ナ精神デナインデアル、固ヨリ定期取引ノ類似ノ事ハ二十
四條ニ於テ禁ジテ居ル所デアリマス、ケレドモ延取引ト云フコトハ致シテ差
支ナインデアル、ソレヲ故ラニ此取引所法案ノ中ニ加ヘテ、政府ノ認可ヲ受
クベシト書カズトモ、今日マデ現ニ各地ニ成立シテ居ルモノガアル、左様
ナコトハ是迄ノ取引所慣例ニ從シテ地方廳ノ認可ヲ受クルモノナラバ、地方
廳ノ認可ヲ受ケテシテ宜シイ、又地方廳ハ將來農商務大臣ノ意ヲ受ケテ許
否ヲスルコトハ行政部内ノ勤キニ屬スル、要スルニ此延取引ノ取引ハ是丈
單ニ致スモノナラバ、取引所法案ノ中ニ特別ニ加ヘヌデモ宜シイモノデア
ル、之ニ掲グルニ及バスト云フ趣意デアル、之ヲ削除致シタ故ニ此取引所法
ヲセナイト云フ譯デハゴザリマセヌノデアル、シテ見レバ口今御心配ニナッ
テ之ヲ此箇條ヲ存在シテ置カヌト、ぶーるすト云フ様ナモノガ出來ルト云フ
御心配ハ更ニ無イノデアルト考ヘル、而シテ此二十五條ヲ削除致シタ事柄ニ
ハ政府委員モ同意シテ居ルノデゴザイマス、若シ私ノ懸念ハ此條ヲ削除致シ
タナラバ無闇ナコトヲ致ス者ガアリハセヌカト存ジタ、故ニ政府委員ニ削除
ヲシテモ差支ナイカ取締ガ立ツカト言ヘバ、政府委員ハ差支ナイ、地方廳
ニ於テ後日此取締ノタメニ地方廳ガ許可スル場合ニハ一應主務大臣ニ伺ヒ出
ル様ニサヘシテ置ケバ、行政上ノ手續ニ於テハ少シモ差支ナイト云フコトデ
アル、然ルヲ法律ニ書イテ置クト事柄ヲ爲スノニ即チ其事業ヲ爲スノニ却
テ手數ヲ懸ケナケレバナラヌ、面倒ニナルノデアル、ソレ故ニ削除シテ置イ
テ少シモ實際ニハ差支ナク、却ツテ便利デアルト云フコトデアル、斯様ナ意
見ヲ以テ此二十五條ヲ削除致シマシタ次第ゴザリマスカラ辯明旁……

○中澤彦吉君(七十二番) 七十二番ハ中野君ニ答ヘマス

○議長(星章君) 一度ハ許シマセヌ

○黒川修二君(百三十一番) 私ハ政府委員ニ質問ヲ致シマス、唯今中野君ヨ
リ此削除ニナリマシタ理由ヲ御述ニナリマシタコトカラ致シテ、政府委員モ
御同意デアルト云フコトデアル、是ハ中野君ニ御尋シテモ宜シヤウデゴザ
イマスガ、一番政府委員ノ方ガ便利ダト思ヒマスカラ政府委員ノ御答ヲ煩ハ
レマス、第二十四條ニ「取引所外ニ於テ取引所ノ定期取引ト同一又ハ類似ノ

方法ヲ以テ賣買取引ヲ爲スコトヲ得ス」トアル、此類似ノ方法ト云フモノハ即
チ如何ナルモノデアルカト云ヘバ、第二十五條ノ市場ノ體裁ヲナシテ、取引
所ノ延取引ト同一又ハ類似ノ方法ヲ爲スモノガ、即チ第二十四條ガ申ス所ノ
類似ノ方法デアルカト思ハレル、然ルニ此類似ノ方法ノ一デアルト認ムベキ
第二十五條ノ事柄ハ特ニ是ハ類似デハアルケレドモガ許スベキモノデアルト
見レバコソ、二十五條ニ明ニ此箇條ヲ掲ゲタ次第デアルト考ヘル、然ルニ
二十五條ヲ削ルト言ヘバ第二十四條ノ類似ノ方法ト云フモノハ甚ダ其區域ガ
茫漠トシテ、詰リ二十五條ノ事柄ヲモ皆類似ノモノトシテ許スコトノ出來ナ
イ、遺フテ居レバ禁シナケレバナヌト云フコトニ成リハセヌカト云フ疑ヲ
生シマス、ソレデ此二十四條ノ「又ハ類似ノ方法」ト云フモノハ、果シテ二十五
條ノ事柄ニ影響ヲセヌモノデアルト云フナラバ、如何ナルモノ等ガ此類似ノ
方法デアルカ、此事ヲ明ニ御説明ヲ願ヒタイ

(政府委員農商務省商工局長齋藤修一郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(齋藤修一郎君) 實ハ私ヨリモ中野サンノ方ガ御精シイノデゴザ
イマスガ、折角私ニ辯明セヨト云フコトデゴザイマスカラ及ブ丈辯明致シマ
ス、此一體政府が政府案ノ二十五條ヲ入レマシタ所以ハ、此二十五條ノ方法
ハ動モスルト二十四條ノ方法ニ成リ易イノデ、然ルニ今日ハ何モ之ニ就イテ
取締ガゴザリマセヌカラ、此法律ノ全ク純然トシテ範圍内ノモノデハゴザイ
マセヌガ、自ラ二十四條カラ附帶シテ出テ來マス二十五條デアリマスカラ此
法律ニ依リテ委任權ヲ行政官ガ持チタイト云フ精神ガ第一デアリマスノデ、之
ヲ要スルニ唯今七十二番カラ言フ通り延取引ハ益々發達サセテ往カナケレバ
ナラヌ、勿論禁ズル精神ハアリマセヌ、問屋ノ店デ遣ククリ庭デ爲シテ居ルノ
シマスト、第一ニ競賣賣ヲナスコト兩方カラ競り合ヒマス、ソレカラ標準物ヲ
立テサウシテ同種類ノモノヲ猶豫シテ受渡ヲ結了シ居ルコト、即チ格付、米
易イカラ此處ニ入レタノデゴザイマス、ソコデ質問ノ眼目ニ成リマスト其理
屈タルヤ定期取引ト延取引トハ純然ト違フノデス、定期ノ必要ナル元素ヲ申
立テサウシテ同種類ノモノヲ猶豫シテ受渡ヲ結了シ居ルコト、即チ格付、米
商會所デ言ヘバ格付デス、ソレカラ第三ニハ約定期限内ニ轉賣ヲナシ若クハ
買戻ヲナスコト、第四ニハ證據金賣買兩方ヨリ差入レマスコト、是ガ純然タ
ル定期取引ノ特有ナル元素デゴザイマシテ、是等ノ事ハ延取引ニハ許スベカ
ラザルモノデゴザイマス、是デ御答ハ宜カラウト思ヒマス

○中澤彦吉君(七十二番) 政府委員ニ質問致シマス、此原案ノ二十四條ニ「取
引所外ニ於テ取引所ノ」……

○議長(星章君) 二十四條デスカ

○中澤彦吉君(七十二番) 原案ノ二十四條ノ明文ニ「取引所外ニ於テ取引所
ノ定期取引ト同一又ハ類似ノ方法ヲ以テ賣買取引ヲ爲スコトヲ得ス」トア
リマス、デ本員ハ之ヲ類似ノ方法ト申ス文字ハ、定期取引ニ類似ノ方法ト見
テ宜シカ否ヤ

○議長(星章君) 二十四條ノ質問デスカ

○中澤彦吉君(七十二番) サウデス

○議長(星章君) ソレハ可決シテ仕舞フタ

○中澤彦吉君(七十二番) ソレニ就イテ……

○議長(星章君) イヤ先キノ方ハ往カナイ、二十四條ノ事ハ質問ハ出來ナイ、

無益ナ時間ヲ費スコトガ出來ルカラ往ケナイ

〔採決々々ト呼ブ者アリ〕

○議長(星亨君) 決ヲ採リマス、二十五條ハ委員會ニ於テ削除致シテゴザイマス、例ニ依ッテ原案ニ依ッテ決ヲ採リマス、原案ニ賛成ノ方ハ起立ヲ願ヒマス

起立者

少數

○議長(星亨君) 少數ト認メマス、依ッテ原案ハ削除ニ極リマシタ、二十六條ヲ會議ニ掛ケマス、別ニ修正モ何モ二十六條ニハゴザイマセヌ

(異議ナシト呼ブ者多シ)

○議長(星亨君) 然ラバ二十六條ハ原案ノ通り異議ナシト極メテ宜シウゴザイマスカ

(異議ナシト呼ブ者多シ)

○議長(星亨君) 然ラバ左様極リマシタ、第六章第二十七條ヨリ三十條マデヲ會議ニ掛ケマス

(修正ノ通り異議ナシト呼ブ者多シ)

○議長(星亨君) 然ラバ決ヲ採リマス、第六章二十七條ニハ委員會デ字ガ一時修正シテゴザイマス、委員會ノ修正ノ通り異議ナシト極メテ宜シウゴザイマスカ

(異議ナシト呼ブ者多シ)

○議長(星亨君) 然ラバ二十八條ハ委員會ノ修正ノ如ク異議ナシト極マリマシタ、二十九條三十條

(異議ナシト呼ブ者多シ)

○議長(星亨君) 然ラバ二十八條ハ委員會ノ修正ノ如ク異議ナシト極マリマシタ、二十九條三十條

(異議ナシト呼ブ者多シ)

○議長(星亨君) 別ニ修正モナイ、原案ノ通り異議ナシト極リマシタ、第七章三十一條ヨリ三十二條マデヲ會議ニ掛ケマス

(異議ナシト呼ブ者多シ)

○大坪利晋君(三十四番) 一寸委員長ニ質問致シタイ、本員ハ實ハ三十一條ニ一條ヲ挿入シタイト云フ見込ガアルノデゴザイマスルガ、其見込ト云フモノハ此第八條ノ取引所ハ其倉荷證書ニ對シ前貸ヲ爲シ又ハ買受クルコトヲ得スト云フコトヲ委員會デ挿入シテアル、就イテハ三十一條ニ第八條第十一條ト云フコトニ致シタイ第八條ト云フ文字ヲ挿入致シタイ心得テゴザイマス、併シ手形條例ト云フモノガゴザイマスニ依ッテ、手形條例ニ關聯シテ此取締ノ法ガ付キマスナラバ挿入スルニ及バナイガ、併シソレガ無イト云フナラバ此八條ヲ一つ加ヘテ置カケレバナラヌト云フ考ガアルガ、委員ノ御手許ノ調ニ就イテハ挿入致スト云フ說ヲ持出ス積リデゴザイマスカラ、一寸ソレニ就イテ御尋致シマス

(修正案ニ異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(星亨君) 三十四番ニハ賛成ガナイヤウデスナ

(賛成者ガナイヤウデスト呼ブ者アリ)

○中野武營君(二百五十九番) 一寸正誤ノコトガはつきり分テ居リマセヌト後トテ困リマスカラ、今委員長ガ仰ヤツタガ本當ニ聞エヌ、委員會デ修正シタノハ昨日委員長ガ演壇デ言ハレタケレドモ、或ハ御聽洩ニナッテ居ルカモノデゴザイマス、併ナガラ御精シイ所ノ三十四番ガ之ヲ加ヘネバナラヌト云フ御説が出マスナラバ、尙ホ一己トシテ顧ミル所モアリマセウガ、委員會ト云シテハ其儘通過シタノデゴザイマス

(修正案ニ異議ナシト呼ブ者アリ)

○鹽田奥造君(二百九番) 三十四番ノ御心付ハ至極宜シヤウニ思ヒマスルガ、委員會デハ左マデ制裁ヲ加ヘンデモ宜カラウト云フ考ガアルガ、委員ノ御手許ノ調ニ就イテハ挿入致スト云フ說ヲ持出ス積リデゴザイマスカラ、一寸ソレニ就イテ御尋致シマス

(修正案ニ異議ナシト呼ブ者アリ)

○大坪利晋君(三十四番) 本員ハ、敢テ必ズ之ヲ加ヘネバナラヌト云フ精神

デハナインデアシテ手形條例ニ於テモ取締ノ法が付イテ居レバ加ヘナクテモ宜シイガ、併ナガラ手形條例ニ取締ガナケレバ加ヘテ置カナケレバナラヌ

○議長(星亨君) 手形條例ニ其事ガ有ルカ無イカト云フノデスナ——、ドウデス

○鹽田奥造君(二百九番) 委員會デハ取締ヲシテ決シテ居リマス

○大坪利晋君(三十四番) 然ラバ政府委員ニ御尋シマス、唯今質問致シタ次第デゴザイマスガ、手形條例ニ此取締法ガゴザイマスカゴザイマセヌカ

○政府委員(齋藤修一郎君) 十分調べテ居リマセヌ

○太田實君(七十四番) 一條ノ第十一條ノ上ニ第八條ト云フ三字ヲ加ヘタ

○太田實君(七十四番) 是ハ成ル程手形條例ニ取引所ガ前貸ヲナシ又ハ買受ケルコトヲ得スト云フコトハナイガ、去ナガラ商法ニ規定ガアル、此取引所ノ倉荷證書ノ事ニ就イテハ商法ノ四百五十條ニ禁シテアル簡條ガゴザイマス、唯此商法ノ中ト少シク異ナシテ居ル所ハ商法ノ四百五十條ト云フモノハ

御参考ノタメニ言セマスガ、四百五十條「取引所ニ於テハ其賣買ヲ許サレタル商品ノ倉庫ヲ設置シ及指圖式ノ倉荷證書ヲ發行スルコトヲ得取締役又ハ

取引所仲立人ハ其倉荷證書ニ對シテ前貸ヲ爲シ又ハ買受クルコトヲ得スト云フ明文ガゴザイマシテカラ商法ニ於テ其取締ガ規定シテゴザイマスカラ、三十四番ノ言ハレル如キ御心配ハナイ、唯違シテ居ル所ハ此法律ト商法ト異ナシテ居ル所ハ、仲立人云カトハナイケレドモ其仲立ガ仲買ド云フ精神ニナシテ居ルカラ、取引所ハ其倉荷證書ニ對シ前貸ヲ爲シ又ハ買受クルコトヲ得ストシテ仲立人ヲ除イタ譯デゴザイマスカラ、ドウシテモ仲買人トナラ伸立人ハ禁シテアル、故ニ此法律ハ商法ノ規定ニ據シタ譯デアルカラ、サウ云フ心配ハ少シモゴザイマセヌ

○議長(星亨君) 私モ一寸委員長ニ聽キタイ、第三十一條ニ第十一條第十六條トアルノハ、矢張委員會ニ於テ條ガ違シテモ宜シイノデスカラウデヘ、折角取引所ヲ設置シタ精神ニ背クヤウニナル、害有シテ益無ト出來ナシ、何故出來ナイト云フニ、例ヘバ一ノ倉荷證書ヲ所持シテ其受渡フル場合ニ必ズ現物ヲ持タナケレバナラヌ、倉荷證書デハ通用セヌト云フヲ得ストシテ仲立人ヲ除イタ譯デゴザイマスカラ、ドウシテモ仲買人トナラ伸立人ハ禁シテアル、故ニ此法律ハ商法ノ規定ニ據シタ譯デアルカラ、サ

○鹽田奥造君(二百九番) 昨日正誤シテ置キマシタガ、第十一條第一項及ヒ第十七條トナリマス

○議長(星亨君) 三十四番ニハ賛成ガナイヤウデスナ

(賛成者ガナイヤウデスト呼ブ者アリ)

○中野武營君(二百五十九番) 一寸正誤ノコトガはつきり分テ居リマセヌ

○議長(星亨君) 及ト云フ字ガ無イ、筆法デ往ケバ「及」ト云フ字ハナクテモ宜イ様デ

○鹽田奥造君(二百九番) 這入りマスガ「及」ト云フ字が這入りマスカ

○議長(星亨君) 一寸原案ノ前ノ所ノ三十一條ノ中ニ、二十四條二十五條トアシテ及ト云フ字ガ無イ、筆法デ往ケバ「及」ト云フ字ハナクテモ宜イ様デ

○大坪利晋君(三十四番) 本員ハ、敢テ必ズ之ヲ加ヘネバナラヌト云フ精神

アルガ

○中野武營君(二百五十九番) 修正案ハ第二十四條ヲ削テ居リマス、此筆法デ言ヘバ「及」ト云フ字ハ要ラス様デアリマス

○中野武營君(二百五十九番) 第十二條第一項トシテアルカラ、一及」ト云フ字ヲ入レナケレバナラスト考ヘマス

○議長(星亨子君) サウデスカ

○鹽田奧造君(二百九番) 其邊ハ敢テ争フ程ノコトデハナイノデゴザリマス、第十二條ト云フ中ニ一項二項ニ分レテ居リマスカラ、一項ノ分ハ此罰條ニ當ルモノデゴザリマスガ、二項ハ卽チ罰例外ニナル、サウ云フ區別ノアルタメニ及ト云フ字ヲ入レタインデス、ケレドモ其邊ノコトハ不都合ト云フナラバニ讀會ニ於テ議長ニ托スナリ、其他ニナリ宜シク是等ノ事ハ任セテモ宜シイ、併シ是デ差支ナクンベ此通りニシタイト委員會デハ思ヒマス

○議長(星亨子君) [修正通り異議ナシト呼ブ者アリ] 決ヲ採リマセウ、第七章二十一條ヨリ二條迄ノ決ヲ採リマス

○議長(星亨子君) [異議ナシ異議ナシノ聲起ル] 決ヲ採リマセウ、第七章二十一條ヨリ二條迄ノ決ヲ採リマス

○議長(星亨子君) 然ラバ委員會ノ修正說ニ異議ガナクバ左様決シマス

○議長(星亨子君) [異議ナシ異議ナシノ聲起ル] 然ラバ委員會ノ修正說ニ異議ナシノ聲起ル

○議長(星亨子君) 多數ニ依テ委員會ノ修正ノ如ク可決致シマシタ——、附則原案ノ三十四條ヨリ三十五條迄ヲ會議ニ掛ケマス、此處ニ委員會ノ三十

三條トシテ修正ガ出テ居リマス

○太田實君(七十四番) 此一條ヲ修正シタコトハ別段ハ述ベマセンデモ稅則ノ事ハ明ニスル方ガ宜カラウト云フニ過ギヌ話デアリマス、且ツ此稅則ニ就

イテハ政府委員ニモ御相談ヲ致シマシタガ、政府モ既ニ其準備ヲ盡シマシテ本案ノ通過スルニ續イテ直グニ讀會ニ提出ニナル様ナ苦デゴザリマスカラ、挿入シタコトニ精シイ理由ハ無イノデアリマス

○松田源五郎君(百二十七番) 政府委員ニ質問致シタイ

○議長(星亨子君) 政府委員ニ質問デスカ

○松田源五郎君(百二十七番) 原案三十三條ニ取引所資本金營業保證金云々此取引所資本金ト云フモノハ株式組織デアルナラバ無論賣買取引上ニ於

テ賠償ノ責ヲ負ハナケレバナリマセヌカラ……、會員組織ノ資本金ト云フモノハドウ云フ御見込デゴザリマスカ、ドレ丈ヲ以テ資本金ト定メルト云フ政

府ノ御見込デゴザリマスカ、是ハ會員ガ勿論分擔スルモノト思ヒマスガ、會員ノ進退ノ場合ニ於テ自分が出シマシタ所ノ資本金ハ他ノ代ルベキモノニ譲ル、所謂株ノ賣買讓渡ト云フ様ナ結果ニナリマスカ是等モ……、會員組織ニ起ル所ノ資本金ノ高及資本金ニ就イテ……

○政府委員(齋藤修一郎君) 是ハ會員組織資本金ト申シマスルト、一ノ法人トシテ營業ヲ営ム者デアリマスカラ、つい無責任ノ者ガ烏合ノ衆デ寄テ來テ、一夕ニシテ散ジ一朝ニシテ集マルト云フ様ナ取引所ガ立ツコトハ政府ニ於テモ好ミセヌシ、實業社會ニ於テモ好マヌ所デアリマスカラ、資本ヲ先づ以テ提出スルト云フコトガ、必要ト考ヘテ見ルガ一ツノ理由デゴザリマスガ、ソレカラドウデ此一ツノ法人トシテ形ヲ爲スノデアリマスカラ、ドウデ家屋

ヲ建築スルトカ買フトカ、若クハ此事業ニ必要ナ修復ヲスルトカ、何ウナリ

斯ウナリ資本ハ要ルノデアリマス、其理由カラシテ……其高ニハ勿論違ヒハアリマセウガ、雙方……組織ノ兩方トモ幾分ノ資本金ヲ要スルト思ヒマス、故ニ此取引所ハ資本ノ額タルヤ會員組織ノ資本ト云フモノハ株式組織ノ擔保ノ責任アルモノト違ヒマスカラ、サウ高クナクツモ宜カラウト考ヘマスガ、勿論是ハ土地狀況ニ依リマシテ必ズ之ヲ三十二圓要ルトカ一萬圓デナケレバナラスト云フコトヲ明言スルコトハ出來マセヌ

○議長(星亨子君) 採決致シマセウ、原案ノ三十二條ノ前ニ委員會ニ於テ三十三條トシテ修正ニナクテ居リマス、之ニ就イテ決ヲ採リマス、委員會ノ修正通り異議ガナケレバ左様ニ極メマス

○議長(星亨子君) [異議ナシ異議ナシノ聲起ル] 決ヲ採リマス

○議長(星亨子君) 然ラバ多數ヲ以テ委員會ノ修正ノ如ク極リマシタ——、三十四條ノ決ヲ採リマス

○議長(星亨子君) [異議ナシ異議ナシノ聲起ル] 決ヲ採リマス

○議長(星亨子君) 是モ委員會ノ修正ガゴザリマス、修正通り異議ガナケレバ左様決シマス

○議長(星亨子君) [異議ナシ異議ナシノ聲起ル] 決ヲ採リマス

○議長(星亨子君) 委員會ノ修正ハ二箇月カ二箇月トナタノミデアリマス、委員會ノ修正ノ如ク異議ガゴザリマセヌナラバ左様極リマス

○議長(星亨子君) [異議ナシ異議ナシノ聲起ル] 決ヲ採リマス

○議長(星亨子君) 然ラバ委員會ノ修正ノ如ク極リマシタ——、三十五條ノ決終リマシタ

○太田實君(七十四番) 本案ハ數年來所謂ぶーるすト唱ヘ、隨分經濟社會ニ横ツタル難問題デゴザリマシタガ、幸ニ今日是迄ノ運ビニシテ本案ヲ議シマスル場合ニ至リマシタガ、此處ニ於テ直ニ三讀會ヲ開キ確定シテ、速ニ貴族院ニ迴付セラレムコトヲ希望致シマス

○太田實君(七十四番) 本案ハ數年來所謂ぶーるすト唱ヘ、隨分經濟社會ニ横ツタル難問題デゴザリマシタガ、幸ニ今日是迄ノ運ビニシテ本案ヲ議シマスル場合ニ至リマシタガ、此處ニ於テ直ニ三讀會ヲ開キ確定シテ、速ニ貴族院ニ迴付セラレムコトヲ希望致シマス

○政府委員(齋藤修一郎君) 委員長ニ一寸質問ヲ致シタイ、此處ニ原案ノ十五條卽チ委員修正ノ十六條ノ末項ニ、第十條第三項ニ該當スル者ハ取引所ノ役員トナルコトヲ得ストゴザリマスガ、此十條ハ十一條トナリハ致シマセヌカ、一寸

○鹽田奥造君(二百九番) 唯今ノ御尋デゴザリマスガ、勿論是ハ氣付カヌデ遂ニ二讀會ヲ經過致シマシタカラ、三讀會ニナリマシタナラバ之ヲ十一條トナシ十七條ノ末ノ但書ノ「シ」ノ字ノ落チタコトヲ申述ベタインデスガ、

直ニ二讀會ヲ御開キニナリマスレバ其説ヲ出シマス

○議長(星亨子君) 決ヲ採リマス、直ニ三讀會ヲ開クヤ否ヤト云フ決ヲ採リマス、直ニ三讀會ヲ開クト云フ動議ニ賛成ノ方ハ起立ヲ願ヒマス

○議長(星亨子君) 起立者多數

○議長(星亨君) 多數ト認メマス、依ッテ直ニ三讀會ヲ開クコトニナリマシタ、朗讀ハ省略致シマシテ是ヨリ三讀會ニ取掛リマス

取引所法案

第三讀會

(「賛成ト呼ブ者アリ」)

○鹽田奥造君(二百九番) 唯今述べ掛リマシタ通りニ改メテ第十六條此末項ニ第十條トゴザリマスノヲ十一條ト改メマス、第十七條ノ末ノ方ニ在ル「但」ノ「シ」ノ送り假名ノ「シ」ノ字ヲ加ヘル、是丈文字ノ修正ヲ提出致シマス、其

他ハ總テ二讀會ノ通り異議ナシ立入奇一君(二百十番) 唯今ノ御說ヲ賛成致シマス

(「異議ナシ賛成ト呼ブ者アリ」)

○議長(星亨君) 唯今賛成——何ガゴザリマシテ、少シ條ノ違テ居ル條ガゴザリマスガ、之ニ定規、賛成者モゴザリマス、別ニ文字ノ——詰リ文字ノ修正デスナ

○鹽田奥造君(二百九番) 左様デス

(「異議ナシ異議ナシノ聲起ル」)

○議長(星亨君) 御議論ガナケレバ決ヲ採リマス前ニ方テ諸君ニ御諮詢申シマスガ、是ガ議決致シマシタナラバ文字等ニ附キタリ、若タハ條項一、條ノ総上等ハ其整理ハ議長ニ御任せニナルコト、考ヘマスガ

○議長(星亨君) 然ラバ左様心得テ決ヲ採リマス、大體ニ就イテ可否ノ決ヲ採リマス、即チ本案一、取引所法案ニ就イテノ確定議ニ、此大體ニ賛成ノ御方ハ起立ヲ願ヒマス

起立者 多數

○議長(星亨君) 多數ト認メマス依ッテ本案ハ可決致シマシタ、是ヨリ本日ノ議事日程ノ第二ニ移リマス

第一集會及政社法改正案(本院提出貴族院回付)

○議長(星亨君) 本案ハ貴族院ヨリ修正ノ上回付ニナツタノデゴザリマスカラ、朗讀ハ省キマス

○波多野傳三郎君(二百七十八番) 議長

○議長(星亨君) 一寸御待チナヌテ下サイ、何レ修正ノ分丈ニ附イテ會議ニ掛ケヤウト思ヒマス、修正第一條本案第一條ニ修正ガアツテ「此ノ」ノ「ノ」ノ字ガ這入テ居ル、ソレカラ「爲メ」ノ「メ」ノ字ガ抜イタコトモ

(「異議ナシ賛成々々ト呼ブ者アリ」)

○波多野傳三郎君(二百七十八番) 議長

○議長(星亨君) 二百七十八番

○波多野傳三郎君(二百七十八番) 二百七十八番ハ、大體ニ於テ貴族院ノ修正ニ不同意ノ意見ヲ述べタイト思フ、其譯ハ此第一條丈ガ會議ニ掛チテ居ル、其ノノ「ノ」ノ字位ハドウデモ宜イガ第三條ノ屋外ノ集會ヲ許サムルノ箇

條、第六條ノ政談集會ニ會同スルコトノ出來ヌト云フ中ニ女子ヲ加ヘタト云フ箇條、又第二十一條ニ社員ノ名簿ヲ備置クト云フ箇條ヲ加ヘタコトガ一ツ、又第二十六條ニ支社ヲ置クコトヲ禁ズルノ箇條ヲ加ヘタリ、大體ノ精神ニ於

テ不同意ヲ表スベキモノガ多イト思ヒマス、デ希クハ此貴族院ノ修正ニハ不^ト同意ヲ表スルト云フコトニ大體ニ於テ定メテ、而シテ其事が此議場ノ容ル、所トナツタナラバ、更ニ協議員ヲ設ケテ貴族院ト協議會ヲ開クト云フコトニシ

(「賛成ト呼ブ者アリ」)

○野出鉢三郎君(二百九十三番) 議長

(「野出鉢三郎君(二百九十三番) 議長」)

○議長(星亨君) 二百九十三番本員モ唯今二百七十八番ノ發議ニ賛成致ス者デゴザリマス、其事ハ別ニ喋々ヲ要スルノデハゴザリマセヌ、唯今二百七十八番カラモ其箇條ヲ述ベラレマシタガ、尙ホ重モナル箇條ハモウ一箇條アルト考ヘル、ソレハ此本院ニ於テ先キニ決議シマシタ所ニ據リマスレバ、小

学校ノ教員ハ政談演説ニ會同スルコトヲ得ナイノデアル、然ルニ貴族院ノ修正ニ據リマスレバ總テノ教員タル者ガ會同スルコトヲ得ナイトシテアル、又

政社ニハ中學校小學校ノ教員ニ限リテ政社員タルコトヲ得ナイト云フコトニ本院ニ於テ決議シタ、然ルニ是レ又貴族院ノ修正ニ據リマスレバ總テノ教員ガ政社員トナルコトガ出來ナイト云フコトノ修正ニナツテ居ル、斯様ナコトモ本員ニ於テハ甚ダ其當ヲ得ナイト考ヘテ居リマスカラ、波多野君ノ言ハル、如ク此貴族院ノ修正ニ對シマシテハ本院ニ於テ不同意ヲ表シ、而シテ協議會ヲ開カル、様ニ致シタイデゴザリマス

○議長(星亨君) 一寸二百七十八番ニ承リマスガ、此貴族院ノ修正ハ總テ不同意斯ウ云フ風ニナルカ、若シサウデナイト不同意デナイ所ハ決ヲ採ラナケレバナラヌ、即チ「其ノ」ノ「ノ」ノ字ヲ入レ「爲メ」ノ「メ」ノ字ヲ拔イタコトモ

不^ト同意ト云フコトニシテアル

○波多野傳三郎君(二百七十八番) サウデス、協議ノ上デドウナルカ知ラナ

イガシテアル

○議長(星亨君) 先づ第一ニ決セナケレバナラヌノハ總テ不同意デアルカ、又ハ此内同意ノモノガアレバソレヲ議スルカト云フコトヲ極メナケレバナラヌ、モウ御議論ガナケレバ本案ノ決ヲ採ラテ宜カラウト思ヒマス

○大坪利晋君(三十四番) 三十四番ハ唯今二百七十八番カノ說ニ反對デゴザ

イマス、矢張此貴族院デ議セラレテコチラニ迴^トテ來タ以上ハ、之ニ總テ反對ナラバ唯今ノ二百七十八番ノ說ニ同意ヲシテモ宜シイ、ケレドモ此貴族院デ

修正ヲセラレタノハ矢張我ミハ同意ノ箇條モアル、ソレヲ今コチラデ總テ反對ダヤト云ヘバ、實ニドウモ衆議院ト云フモノハ棒^ト突反ヘスト云フヤウニ

ナル、就イテハ一ト通りハ順序ヲ履マナケレバナラヌト思ヒマスカラ、唯今ノ二百七十八番ノ說ニ不同意ヲ表シマス

○議長(星亨君) サウスルト大體ニ詰リ大體ニ就イテ不同意デアルガ、一部ハ同意ノ事ハ議シテ行タカト云フ其方ノ決ヲ採ルノ外ナシ、サウ云フ御議論ガアルナラバ……、決ヲ採リマス、二百七十八番ノ說ハ總テ貴族院ノ修正ニハ不同意デアルト云フコトデゴザイマスカラ、此說ニ賛成ノ方ハ起立ヲ願

ヒマス

起立者 多數

○議長(星亨君) 多數ト認メマス、依ッテ總テ不同意ト極リマシタ、サウスルト總テ不同意ト極^ト仕舞^タ以上ハ協議會ヲ開カナケレバナラヌ、協議會員

ハ例ニ依シテ十名ト致シマス

(異議ナシ異議ナシノ聲起ル)

○議長(星亨君) 協議會員ハ矢張例ニ依シテ選舉致シマスカ、又ハ其他ノ方法ヲ用ヒルカト云フコトヲ極メテ置キタイ

(選舉ト呼ブ者アリ)

○佐々木正藏君(九十八番) 九十八番ハ議長ノ指名ヲ希望致シマス

○野出鋪三郎君(二百九十三番) 委員ハ唯今議長ノ言ハレル通り、十名ト致シマシテ各部選舉致シマシテ、之ヲ通算スルコトニ致シタイ

(贊成タクノ聲起ル)

○大坪利晋君(三十四番) 私ハ九十八番ニ贊成ヲ致シマス

○議長(星亨君) 決ヲ採リマセウ、協議會員ヲ選ムノ方法ニ二ツノ議論ガ起テ居リマス、即チ各部選舉ト議長ノ指名デゴザイマスカラ、各部通算シテ選

ムト云フコトニ贊成ノ方ハ起立ヲ願ヒマス

起立者

多數

○議長(星亨君) 多數ト認メマス、依シテ各部通算ノ事ニ極リマシタ

(議長星亨君議長席ヲ退キ副議長曾禰荒助君議長席ニ著ク)

第三 大垣兵次君ヨリ西山志澄君ノ資格ニ對シ異議ノ申

立アルニ付其審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉

○議長(曾禰荒助君) 議事日程ノ第三ニ移リマス、此特別委員ノ選舉ノ事ニ就キマシテハ別段ニ御論ハゴザイマセヌカ

○野出鋪三郎君(二百九十三番) 唯今ノ議事ハ第三ニゴザイマスカ

(贊成タクノ聲起ル)

○野出鋪三郎君(二百九十三番) 是ハ既ニ資格審査委員ヲ選ムコトデゴザイ

マスカラ選舉ノ方法ニ就イテ一言致シマス、此資格審査委員ハ九名ト致シマ

シテ各部デ選舉シテ之ヲ通算スルコトニ致シタイ

○議長(曾禰荒助君) 唯今二百九十三番ノ發言ニ就イテ、別段異議ハナイヤ

(贊成タクノ聲起ル)

○野出鋪三郎君(二百九十三番) 其通りニ決シマス

○議長(曾禰荒助君) 議事日程ノ第四ハ本日ハ止シテ吳レイト云フコトデゴザイマスカラ第五ニ移リマス

○議長(曾禰荒助君) 御異議ハゴザイマセヌカ

(異議ナシ異議ナシノ聲起ル)

第五 出版條例改正案

出版法

第一條 凡ソ機械含密其他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス文書圖畫ヲ印刷

シテ之ヲ發賣シ又ハ頒布スルヲ出版ト云ヒ其文書ヲ著述シ編纂シ若クハ

圖畫ヲ作爲スル著者ヲ著作者ト云ヒ發賣頒布ヲ擔當スル者ヲ發行者ト云ヒ

印刷ヲ擔當スル者ヲ印刷者ト云フ

○議長(曾禰荒助君) 御異議カナケレバ第二條ニ移リマス

○議長(曾禰荒助君) 御異議ハゴザイマセヌカ

(異議ナシ異議ナシノ聲起ル)

第一讀會

(町田書記官朗讀)

出版條例改正案

出版法

第一條 凡ソ機械含密其他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス文書圖畫ヲ印刷

シテ之ヲ發賣シ又ハ頒布スルヲ出版ト云ヒ其文書ヲ著述シ編纂シ若クハ

圖畫ヲ作爲スル著者ヲ著作者ト云ヒ發賣頒布ヲ擔當スル者ヲ發行者ト云ヒ

印刷ヲ擔當スル者ヲ印刷者ト云フ

○議長(曾禰荒助君) 御異議カナケレバ第二條ニ移リマス

○議長(曾禰荒助君) 御異議ハゴザイマセヌカ

(異議ナシ異議ナシノ聲起ル)

第二條 (町田書記官朗讀)

新聞紙又ハ時々ニ發行スル雑誌ヲ除クノ外文書圖畫ノ出版ハ總テ

此法律ニ依ルヘシ但專ラ學術技藝統計廣告ノ類ヲ記載スル雜誌ハ此法律ニ依リ出版スルコトヲ得

○議長(曾禰荒助君) 諸君此第二條ニハ委員會ニ於テノ修正ガアリマスガ餘

リ簡單ダカラ本席カラ申シマス、「時々」トアルノヲ定期ト變ヘテゴザイマス

二條委員ノ修正ニ賛成ノ諸君ハ起立

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(曾禰荒助君) 別段ニ御異論ガゴザイマセネバ決ヲ採リマス、——第

二條委員ノ修正ニ賛成ノ諸君ハ起立

○議長(曾禰荒助君) 多數

○議長(曾禰荒助君) 多數——、第三條

第三條 (町田書記官朗讀)

文書圖畫ヲ出版スルトキハ發行以前ニ管轄廳(東京府)ヲ經テ製本ニ

部ヲ添ヘ内務省ニ届出ツヘシ

○議長(曾禰荒助君) 委員ノ修正ガゴザイマスカラ修正案ヲ朗讀サセマス

(町田書記官朗讀)

文書圖畫ヲ出版スルトキハ發行ノ日ヨリ到達スヘキ日數ヲ除キ三日前ニ

製本二部ヲ添ヘ内務省ニ届出ヘシ

(委員ノ修正ニ異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(曾禰荒助君) 別ニ御異論ガ無ケレバ決ヲ採リマス、第三條委員ノ修

正ニ同意ノ諸君ハ起立

○議長(曾禰荒助君) 多數

○議長(曾禰荒助君) 多數——、第四條

第四條 (町田書記官朗讀)

官廳ニ於テ文書圖畫ヲ出版スルトキハ其官廳ヨリ發行前ニ製本二部ヲ内務省ニ送附スヘシ

○議長(曾禰荒助君) 是ニモ委員ノ修正ガゴザイマスカラ……

(町田書記官朗讀)

第四條 (町田書記官朗讀)

官廳ニ於テ文書圖畫ヲ出版スルトキハ其官廳ヨリ發行前ニ製本二部ヲ内務省ニ送附スヘシ

○副議長(曾禰荒助君) 「ニ」ト云フ送リ假名丈デス、別ニ御異議ガゴザイマ

セネバ修正案ノ通り

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○副議長(曾禰荒助君) 第五條

(町田書記官朗讀)

第五條 出版届ハ著作者又ハ其相續者及發行者連印ニテ之ヲ差出スヘシ但

非賣品ハ著作者又ハ發行者ノミニテ届出ルコトヲ得

著作者又ハ其相續者ヲ知ル可カラサルトキ其由ヲ記シ發行者ヨリ差出ス

ヘシ

翻刻又ハ外國人ノ著作ニ係ル文書圖畫及他人ノ作爲ニ係ル書畫ノ出版居ハ其由ヲ記シ發行者ヨリ差出スヘシ

ハ其由ヲ記シ發行者ヨリ差出スヘシ

第二讀會

學校會社協會等ニ於テ著作ノ名義ヲ以テ出版スル文書圖畫ハ其學校會社

協會等ヲ代表スル者發行者ト連印シテ之ヲ届出ヘシ
ル可カラサルトキハ其由ヲ記シ發行者ヨリ差出スヘシ
○議長(曾禰荒助君) 是ニハ修正ガゴザイマスカラ修正ノ分丈ヲ朗讀サセマス

○議長(曾禰荒助君) 二項三項ハ削ル、直グ四項へ移ルモノデス
○議長(曾禰荒助君) 二項三項ハ削ル、直グ四項へ移ルモノデス

(町田書記官朗讀)

版權ノ保護ナキ文書圖畫ヲ出版スルトキ若クハ著作者又ハ其相續者ヲ知
ル可カラサルトキハ其由ヲ記シ發行者ヨリ差出スヘシ

○議長(曾禰荒助君) 二項三項ハ削ル、直グ四項へ移ルモノデス

(異議ナシ採決ト呼ブ者アリ)

○議長(曾禰荒助君) 第五條委員ノ修正——、修正ニ異議ガゴザイマセヌカ

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(曾禰荒助君) 然ラバ修正可決ト認メマス——、第六條

(町田書記官朗讀)

第六條 文書圖畫ノ發行ハ文書圖畫ノ販賣ヲ以テ營業トスル者ニ限ル但著

著作者又ハ其相續者ハ此限りニアラス
(異議ナシ採決ト呼ブ者アリ)

○岡田孤鹿君(二百七十五番) 此處等デ今ノ中ニ委員選舉ヲシテハ如何デス
(贊成ト呼ブ者アリ)

○議長(曾禰荒助君) ソレモ宜イカ知レヌガ待チ給ヘ少シ……

○議長(曾禰荒助君) 第六條決ヲ採リマス

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(曾禰荒助君) 修正通リ異議ハアリマセヌカ

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(曾禰荒助君) 然ラバ修正通リ……、暫時休憩ヲ致シマス、其間ニ委

員ヲ選舉シマス

午後二時五十一分休憩

午後三時五十一分開議

○議長(曾禰荒助君) 委員選舉ノ結果ヲ報道致シマス

(水野書記官朗讀)

集會及政社法改正案協議委員ニ加藤平四郎君、伊藤大八君、小笠原貞信君、伊

山田泰造君、波多野傳三郎君、丸山名政君、箕浦勝人君、中村彌六君、天

埜伊左衛門君、河島醇君

西山志澄君資格審査特別委員ニ村松龜一郎君、渡部芳造君、元田肇君、伊

東祐賢君、丸山名政君、高須峯造君、三崎龜之助君、小笠原貞信君、立川

雪平君當選セラレタリ

○議長(曾禰荒助君) 諸君、昨日選定ニナリマシタ豫算ニ關シテ政府ノ意思

(ヲ)、豫算ニ關シタ勅令ガ出マシタニ就イテ、其勅令ノ遵奉ニ就イテ政府

ノ意思ヲ確メルタメノ委員ハ、昨晩七時半ヨリ十時迄話ヲ致シ、今朝ハ十一時ヨリ今午後一時マデ協議ヲ致シマシタ、然ルニ又其委員ハ今日中ニ報告ス

ル積リデゴザリマシタ所ガ、或事ニ就イテ政府ト協議ガマダ纏マッテ居ラヌ
サウデス、故ニ明日十時カラ更ニ會シテ協議ヲスルト云フ手順ニナツテ居ル
サウデゴザイマス、此段報告シテ吳レト云フコトデスカラ報告致シマス

前會ノ議事ヲ續ケマス——、第七條

(町田書記官朗讀)

第七條 文書圖畫ノ發行者ハ其氏名住所及發行ノ年月日ヲ其文書圖畫ノ末尾ニ記

ニ記載スヘシ

○議長(曾禰荒助君) 修正案ヲ……

(町田書記官朗讀)

第八條 文書圖畫ノ印刷者ハ其氏名住所及印刷ノ年月日ヲ其印刷物ノ末尾ニ記載シ住所ト印刷所ト同シカラサルトキハ印刷所ヲモ記載スヘシ

印刷所若シ數人ノ共有ニ係ルトキハ營業上其印刷所ヲ代表スル者ヲ以テ
印刷者トス

前二項ノ印刷所ニシテ若シ營業上慣行ノ名稱アルトキハ其名稱ヲモ記載スヘシ

(町田書記官朗讀)

○議長(曾禰荒助君) 修正ノ箇所文朗讀致サセマス

(町田書記官朗讀)

○議長(曾禰荒助君) 別ニ御異議ガゴザリマセヌカ

(其文書圖畫三項ノ名稱アルモノハ)

○議長(曾禰荒助君) 別ニ御異議ガゴザリマセヌカ

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(曾禰荒助君) 御異議ガゴザイマセヌナラバ修正案ノ通リ——、第九

(町田書記官朗讀)

○議長(曾禰荒助君) 異議ナクバ修正案ノ通り決シマス——、第十條

第十條 文書圖畫ノ冊號ヲ逐ヒ順次ニ出版スル者ハ其都度第三條ノ手順ヲ

ナスヘシ但雜誌類ニ在テハ内務大臣ノ許可ヲ經テ其手續ヲ省略スルコト

ヲ得

出版スル雑誌ニシテ十二箇月間一回ヲモ發行セサルトキハ廢刊シタルモ

ノト看做スヘシ

○議長（曾禰荒助君）修正ノ箇所フ……

「手續ヲ爲スベシ」

（町田書記官朗讀）

○議長（曾禰荒助君）「ナス」ト云フ字ハ「爲」ト云フ字ニ變ヘテアル

（町田書記官朗讀）

「此法律ニ依リ出版スル雜誌ニシテ」

○議長（曾禰荒助君）異議ガゴザイマセヌカ

（異議ナシト呼ブ者アリ）

○議長（曾禰荒助君）修正案ノ通り可決——、第十一條

（町田書記官朗讀）

○議長（曾禰荒助君）「ナス」ト云フ字ハ「爲」ト云フ字「仍ホ」ノ「ホ」ヲ除ケテア

（異議ナシト呼ブ者アリ）

○議長（曾禰荒助君）修正案ノ通り可決——、第十二條

（町田書記官朗讀）

○議長（曾禰荒助君）「ナス」ト云フ字ハ「爲」ト云フ字「仍ホ」ノ「ホ」ヲ除ケテア

（異議ナシト呼ブ者アリ）

○議長（曾禰荒助君）修正案ノ通り可決——、第十三條

（町田書記官朗讀）

○議長（曾禰荒助君）「ナス」ト云フ字ハ「爲」ト云フ字「仍ホ」ノ「ホ」ヲ除ケテア

（異議ナシト呼ブ者アリ）

○議長（曾禰荒助君）修正案ノ通り可決——、第十四條

（町田書記官朗讀）

○議長（曾禰荒助君）「ナス」ト云フ字ハ「爲」ト云フ字「仍ホ」ノ「ホ」ヲ除ケテア

（異議ナシト呼ブ者アリ）

○議長（曾禰荒助君）修正案ノ通り可決——、第十五條

（町田書記官朗讀）

○議長（曾禰荒助君）「ナス」ト云フ字ハ「爲」ト云フ字「仍ホ」ノ「ホ」ヲ除ケテア

（異議ナシト呼ブ者アリ）

○議長（曾禰荒助君）修正案ノ通り可決——、第十六條

（町田書記官朗讀）

○議長（曾禰荒助君）「ナス」ト云フ字ハ「爲」ト云フ字「仍ホ」ノ「ホ」ヲ除ケテア

（異議ナシト呼ブ者アリ）

○議長（曾禰荒助君）修正案ノ通り可決——、第十七條

（町田書記官朗讀）

○議長（曾禰荒助君）「ナス」ト云フ字ハ「爲」ト云フ字「仍ホ」ノ「ホ」ヲ除ケテア

（町田書記官朗讀）

前條第一項ノ手段及第二項第三項ハ本條ヲ適用スヘシ
○議長（曾禰荒助君）修正ヲ

（町田書記官朗讀）

第十三條 二種以上ノ著作若クハ演説講義ノ筆記ヲ編纂シテ一部ノ書ト爲

ストキハ編纂者ヲ著作者ト看做スヘシ

○議長（曾禰荒助君）其他原案ノ通り

（異議ナシ異議ナシト呼ブ者アリ）

○議長（曾禰荒助君）異議ガゴザリマセヌカ

（異議ナシ異議ナシト呼ブ者アリ）

○議長（曾禰荒助君）修正案ノ通り可決——、第十四條

（町田書記官朗讀）

○議長（曾禰荒助君）原案ノ通り、第十五條

（町田書記官朗讀）

○議長（曾禰荒助君）修正ガアリマス

（町田書記官朗讀）

○議長（曾禰荒助君）出版居ヲナス者ヲ以テ著作者ト看做スヘシ

（異議ナシ異議ナシト呼ブ者アリ）

○議長（曾禰荒助君）修正案ノ通り可決——、第十六條

（町田書記官朗讀）

○議長（曾禰荒助君）出版居ヲ曲庇スルノ論說ハ之ヲ出版スルコトヲ得ス

（異議ナシ異議ナシト呼ブ者アリ）

○議長（曾禰荒助君）然ラバ修正案ノ通り、第十七條

（町田書記官朗讀）

○議長（曾禰荒助君）罪犯ヲ曲庇シ又ハ刑事ニ觸レタル者若クハ刑事裁判中ノ者ヲ救護シ若ク

ハ賞恤スルノ文書ヲ出版スルコトヲ得ス

（異議ナシ異議ナシト呼ブ者アリ）

○議長（曾禰荒助君）然ラバ修正案ノ通り、第十八條

（町田書記官朗讀）

○議長（曾禰荒助君）重罪輕罪ノ豫審ニ關スル事項ハ公判ニ附セサル以前ニ於テ之ヲ

出版スルコトヲ得ス

（異議ナシ異議ナシト呼ブ者アリ）

○議長（曾禰荒助君）第十七條可決、第十八條

（町田書記官朗讀）

○議長（曾禰荒助君）外交軍事ニ關シ公ニセサル官ノ文書ハ當該官廳ノ許可ヲ得ルニ

アラサレハ之ヲ出版スルコトヲ得ス

（法律ニ依リ傍聽ヲ禁シタル公會ノ議事ハ之ヲ出版スルコトヲ得ス

（纂シテ一部ノ書トナストキハ編纂者ヲ著作者ト看做スヘシ

是亦修正案ノ通り可決——、第十三條

（町田書記官朗讀）

○議長（曾禰荒助君）他人ノ著作一種以上若クハ他人ノ演説講義ノ筆記二種以上ヲ編

纂シテ一部ノ書トナストキハ編纂者ヲ著作者ト看做スヘシ

ト云フノガ版權法トナルニ過ギヌデス、別段ニ御異議ガゴザリマセヌカラバ

（町田書記官朗讀）

是亦修正案ノ通り可決——、第十三條

（町田書記官朗讀）

○議長（曾禰荒助君）修正ヲ

(町田書記官朗讀)

○議長(曾補荒助君) 修正ヲ
金ニ處ス

外交軍事其他官廳ノ機密ニ關シ公ニセサル官ノ文書及官廳ノ議事ハ當該官廳ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ出版スルコトヲ得ス

○議長(曾補荒助君) 第二項ハ送リ假名ノ「レ」ノ字ガ除ケタノミ——、異議ガナケレバ修正案ノ通り可決、第十九條、第二十條、第二十一條

(町田書記官朗讀)

○議長(曾補荒助君) 修正案ニ就イテ異議ガアリマセヌカ
(異議ナント呼ブ者アリ)
國憲ヲ紊亂セントスル文書圖畫ヲ出版シタルトキハ著作者發行者印刷者ヲ一月以上一年以下ノ輕禁錮又ハ三拾圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條 安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムル文書圖畫ヲ出版シタルトキハ内務大臣ニ於テ其發賣頒布ヲ禁シ其刻版及印本ヲ差押フルコトヲ得ス

第二十條 外國ニ於テ印刷シタル文書圖畫ニシテ安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スルト認ムルトキハ内務大臣ハ其文書圖畫ノ内國ニ於ケル發賣頒布ヲ禁シ其印本ヲ差押フルコトヲ得ス

第二十一條 軍事ノ機密ニ關スル文書圖畫ハ當該官廳ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ出版スルコトヲ得ス

○議長(曾補荒助君) 第二十條ノ壞亂スルト云フコトニ「モノ」ト云フ字ガ這入ル、第二十一條ノ「受ル」ト云フ字ガ「得」ト云フ字ニナル、ソレ丈、異議ガナケレバ修正通リ可決、第二十二條

(町田書記官朗讀)

第二十二條 第三條ノ届出ヲナサスシテ文書圖畫ヲ出版シタル者ハ五圓以上五拾圓以下ノ罰金ニ處ス

○議長(曾補荒助君) 修正案ハ「ナシ」「ナ」ト云フ字ガ「爲」ト云フ字ニナッテ居ル丈、異議ガナケレバ修正案ノ通り可決、第二十三條

(町田書記官朗讀)

第二十三條 第六條ノ犯ス者ハ貳圓以上貳拾圓以下ノ罰金ニ處ス

○議長(曾補荒助君) 修正ヲ

(町田書記官朗讀)

第六條ノ犯ス者ハ十一日以上三月以下ノ輕禁錮又ハ五圓以上五拾圓以下ノ罰金ニ處ス

○議長(曾補荒助君) 修正案ニ就イテ異議ガゴザリマセヌケレバ修正案ノ通リ、第二十四條、第二十五條

(町田書記官朗讀)

第二十四條 發行者自己ノ氏名住所又ハ發行ノ年月日又ハ印刷者ノ氏名住所又ハ印刷ノ年月日ヲ其發行スル文書圖畫ニ記載セス其之ヲ記載スルモ

○議長(曾補荒助君) 異議ガナケレバ原案ノ通り可決、第二十六條

(町田書記官朗讀)

第二十五條 印刷者自己ノ氏名住所又ハ印刷ノ年月日ヲ其印刷スル所ノ文書圖畫ニ記載セス若クハ之ヲ記載スルモ實ヲ以テセサル者ハ罰前條ニ同シ

(町田書記官朗讀)

住所ト印刷所ト同シカラサルトキ及印刷所ニシテ營業上慣行ノ社名アルトキ印刷所及社名ヲ記載セサル者亦前項ニ同シ

○議長(曾補荒助君) 異議ガナケレバ原案ノ通り可決、第二十六條

(町田書記官朗讀)

第二十六條 政體ヲ變壞シ國憲ヲ紊亂セントスル文書圖畫ヲ出版シタルトキハ著作者ヲ一月以上一年以下ノ輕禁錮又ハ三拾圓以上三百圓以下ノ罰

(町田書記官朗讀)

三十二條

(町田書記官朗讀)

○議長(曾補荒助君) 修正案ニ就イテ異議ガゴザリマセヌカ
察官ニ於テ之ヲ差押フルコトヲ得差押フル所ノ刻版及印本ハ裁判ノ確定ヲ待チ無罪ナレバ本主ニ還付シ有罪ナレバ沒收ス
マス、故ニ此處ヲ削ツテ居リマス、此第三十條ニ同意ノ諸君ハ起立

○議長(曾補荒助君) 三十條ニ就イテハ修正委員ノ方カラデハ削ツテゴザリ起立者無シ

○議長(曾補荒助君) 無論第三十條ハ起立者ナシニ依ツテ消滅致シマス、第三十一條

(町田書記官朗讀)

第三十一條 前條ノ差押ヲ爲ストキハ製本ノ體裁ニヨリ其差押ヲヘキ部分ト他ノ部分ト分割シ得ルニ於テハ之ヲ分割スルコトアルヘシ

○議長(曾補荒助君) 是ハ條數ノ變リガアル、異議ナクバ可決ト認メマス、第二十六條

(町田書記官朗讀)

第三十二條 文書圖畫ヲ出版シ因テ誹謗侮辱ノ訴ヲ受タル場合ニ於テ其私行ニ涉ルモノヲ除クノ外被告人ハ事實ノ證明ヲナスコトヲ得若シ之ヲ證明シタルトキハ其罪ヲ免ス損害賠償ノ訴ヲ受タルトキモ亦同シ

○議長(曾禰荒助君) 修正
(町田書記官朗讀)

シテ、別ニ變リモゴザリマセヌガ、希クバ續イテ三讀會ヲ開カレテ確定議タランコトヲ望ミマス

○議長(曾禰荒助君) 二讀會ヲ開カウト云フ說ニ異議ガゴザリマセヌカ
(贊成々々ノ聲起ル)

○議長(曾禰荒助君) 三讀會ニ於テ直ニ確定議ニナルニ就イテハ、
(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(曾禰荒助君) 満場三讀會ヲ開クト云フコトデゴザリマスカラ開キマセウ、朗讀ハ省キマス

出版條例改正案 第二讀會

○議長(曾禰荒助君) 賠償ノ訴ヲ受タルトキモ亦同シ
除クノ外裁判所ニ於テ專ラ公益ノ爲メニスルモノト認ムルトキハ被告人ニ事實ノ證明ヲ許スコトヲ得若シ之ヲ證明シタルトキハ其罪ヲ免ス損害賠償ノ訴ヲ受タルトキモ亦同シ

(町田書記官朗讀)

第三十三條 此法律ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ自首輕減再犯加重數罪俱發ノ例ヲ用ヒス

○議長(曾禰荒助君) 是ハ第三十四條ノ「闕ス」ノ字ト「時効」ノ「効」ノ字ノ誤

第三十四條 此法律ニ關スル公訴ノ時効ハ一年ヲ經過スルニ因テ成就スリヲ正シテアルノミ

○議長(曾禰荒助君) 是ハ第三十四條ノ「闕ス」ノ字ト「時効」ノ「効」ノ字ノ誤

○議長(曾禰荒助君) 异議ナシト呼ブ者アリ
(町田書記官朗讀)

第三十五條 文書圖畫又ハ物像ヲ寫真トナシ因テ第十六條第十七條第十八條第十九條第二十一條第二十六條第二十七條ニ觸ル、モノハ此法律ニ依テ處分ス

○議長(曾禰荒助君) 异議ナシト呼ブ者アリ
(町田書記官朗讀)

第三十六條 此法律ニ依リ出版スルコトヲ許可セラレタル雜誌ニシテ其許可セラレタル範圍外ノ事項ヲ記載シ因テ此法律又ハ新聞紙法中ノ條項ニ觸ル、者ハ此法律又ハ新聞紙法ニ依リ重ニ從テ處分ス

○議長(曾禰荒助君) 此一條ハ委員ノ方デハ消シテゴザリマス、決ヲ採リマス、此二條ニ賛成ノ方ハ起立

○議長(曾禰荒助君) 賛成者ナシ、起立者無シ

○議長(曾禰荒助君) 賛成者ナシ、消滅致シマス、第三十七條、第三十八條
(町田書記官朗讀)

第三十七條 此法律ニ依リ出版スル雜誌ニシテ其記載ノ事項第二條ノ範圍外ニ涉ルトキハ内務大臣ハ此法律ニ依リ出版スルコトヲ差止ムルコトヲ得此場合ニ於テハ一箇年ヲ經ルニアラザレバ更ニ此法律ニ依リ出版スルコトヲ得ス

○議長(曾禰荒助君) 异議ナシト呼ブ者アリ
(異議ナシト呼ブ者アリ)

第三十八條 文書圖畫ヲ印刷スルトキハ直ニ發賣頒布セスト雖モ其目的發賣頒布ニ在ルモノハ總テ此法律ニ依ル

○議長(曾禰荒助君) 条款數ノ變更アルノミ
(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(曾禰荒助君) 异議ナクバ本案ニ可決

○波多野傳三郎君(二百七十八番) 議長、二百七十八番

○議長(曾禰荒助君) 是ア二讀會ハ終リマシタ、二百七十八番

○波多野傳三郎君(二百七十八番) 幸ニ二讀會ハ委員ノ修正通リデゴザイマ

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(曾禰荒助君) 异議ナシト呼ブ者アリ
(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(曾禰荒助君) 諸君ニ御諮詢シマスガ、朗讀ハ修正ガアル所ダケ修正ヲ朗讀スル様ニシタラバ、餘程手ガ省ケ様ト思ヒマス

○議長(曾禰荒助君) 然ラバ茲ニ第三讀會ヲ經過シタモノノト考ヘマス、議事日程ノ次キ、第六ニ移リマス
(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(曾禰荒助君) 待テ下サイ、ソレナラ其處マデ往クテカラニ願ヒマス、

○議長(曾禰荒助君) 小西甚之助君(九十三番) 私ハ此第三條ニ對シテ
(異議ナシト呼ブ者多シ)

○議長(曾禰荒助君) 待テ下サイ、ソレナラ其處マデ往クテカラニ願ヒマス、

○議長(曾禰荒助君) 小西甚之助君(九十三番) 私ハ

第二讀會

○議長(曾禰荒助君) 此第二條ニ對シマシテ修正說ヲ述ベルデゴザイ

○議長(曾禰荒助君) 小西甚之助君(九十三番) 此第二條ニ對シマシテ修正說ヲ述ベルデゴザイ

○議長(曾禰荒助君) 小西甚之助君(九十三番) 此第二條ニ對シマシテ修正說ヲ述ベルデゴザイ

○議長(曾禰荒助君) 小西甚之助君(九十三番) 其修正ノ意見ヲ徹底スルタメニ前以テ原案者ニ對シテ尋ねテ置キ

○議長(曾禰荒助君) 小西甚之助君(九十三番) ルノデゴザイマス、然レドモ少シク疑ガゴザイマスカラ確メテ置カウト思フ

○議長(曾禰荒助君) 小西甚之助君(九十三番) タイコトガアリマスルノデゴザイマス、ソレモ矢張其處ヘ出テ申スコトニ致シマセウカ

○議長(曾禰荒助君) 小西甚之助君(九十三番) ルノデゴザイマス、然レドモ少シク疑ガゴザイマスカラ確メテ置カウト思フ

- スルニ就イテ關係ヲ持ツテ居ルコトデゴザイマスルカラ御尋ネ致スト云フコトハ、即チ第十一條ノ第二項デゴザイマス、此第十一條ノ第一項ニハ雜誌ノ部ニアツテハ、内務大臣ノ許可ヲ經テ第三條ノ手續ヲ省略スルコトヲ得トアルノデゴザイマス、此第三條ノ手續ヲ省略スルトキニ於テハ、ドウ云フ手續ヲ以テ版權ノ登錄願ヲサスルノデアルカ、私思フニ此場合ニ於テハ將來ニ各號ヲ逐シテ頗次出版スルモノニ就イテ、前以テ一時ニ版權願ヲサセテ置クト云フコトデアツト思フノデアル、果シテ斯ク心得テ宜シイデアルカト云フコト、是ガ第一問デゴザイマス、次ハ果シテ第一問ノ如クナリトスルトキニ於テハ、其手續ハ本法中ニ於テ一モ規定シテアルモノガ見當ラヌノデアル、シテ見レハ、
○議長(曾禰荒助君) 小西君、あなたハ委員長ニ聽カウト云フノデスカ
出者ニ聽カウト云フノデスカ
○小西甚之助君(九十三番) 原案者ニ
○議長(曾禰荒助君) 原案者ハ今ハ居マセヌ、居マセヌカラ委員長ガ答辯ス
レバ宜シウゴザイマスケレドモ……
○小西甚之助君(九十三番) 委員長ハ在席デゴザイマスカ
○議長(曾禰荒助君) 委員長ハ此處ニ居ラレル
○小西甚之助君(九十三番) ソレデハ委員長ニ於テ答ヘラレルコトナラ委員長デモ宜シイ、第一ノ問ハ唯今申掛ケマシタ如ク將來ニ發行スペキモノニ就イテハ前以テ一時ニ版權願ヲサスモノトシテモ一切本法中ニ規定シテアルコトガ見當ラヌノデアル、是ハ規定シテナイヨリ考ヘ來ルト云フト、是レハ如キ手續ハ總テ司法デハナイ、内務大臣ニ一任ヲシテ之ガ規定ヲナサシムノト心得テ宜シウゴザイマスカ是ガ第二問デアル、次ハ第三條ノ手續ヲ省略スルト云フコトガアツテ、サウシテ此省略スル所ノ第三條ノ手續ハ如何
○伊藤大八君(百三十九番) リードモ是ハ全ク文字ニ拘泥シテ考ヘ來ルコトデアツテ、而シテ此手續ヲ省略シタル所ノ結果ヲ考ヘルト云フト、恰モ此第十一條ノ第二項ニ當ル所ノ雜誌ノ出版ニ就イテハ、版權登錄料ヲ要シナイト云フコトニナルノデアル、然レドモ是ハ全ク文字ニ拘泥シテ考ヘ來ルコトニセラレタカ、前條即チ第十條ニ據リマステ、此原案ノ趣意ナルモノハ如何ニ雜誌ノ類デ内務大臣ノ許可ヲ得テ第三條ノ手續ヲ省略スルデアツタ所ガ、版權登錄料ヲ要シナイト云フコトニセラレタカ、是ヨリ修正ノ意見ヲ提出致シマス
○議長(曾禰荒助君) 伊藤君、答辯シマスカ
○伊藤大八君(百三十九番) 委員長ノ考デ宜シイト云フコトデゴザイマスレバ答ヘマス
○議長(曾禰荒助君) 其通リデンタ
○伊藤大八君(百三十九番) 今言ハレタ通り委員長ハ考ヘテ居ル
○小西甚之助君(九十三番) ソレデハ立チドコロニ修正ガ決定致シマシタカ
ラ、是ヨリ修正ノ意見ヲ提出致シマス
○伊藤大八君(百三十九番) (演壇々々ト呼ブ者アリ)
(小西甚之助君演壇ニ登ル)

- 小西甚之助君(九十三番) 第三條ノ第一項ノ次ニ第三項トシテ、斯ノ如ク一項ヲ挿入シヤウト思フノデゴザリマス
○册號ヲ逐ヒ順次ニ出版スル雜誌ノ類ニアリテハ内務大臣ノ許可ヲ得テ前項ノ手續ヲ省略スルコトヲ得
是デゴザイマス、此挿入シヤウトスル一項ハ現ニ原案ノ第十一條ノ第二項ニアルノデアル、ソレヲ少シク字句ヲ修正ヲ致シテ、此三條ノ第一項ノ次ニ移シ來タニ外ナラナイコトデゴザイマス、而シテ斯ク第十一條ノ第二項ヨリ此所ニ移シ來タト云フモハ抑、故アルコトデゴザイマス、此原案ノ第十一條トシテ置イタモノデアル、即チ第十一條ノ第一項、但書ニ「但シ其都度第三條ノ手續ヲナスベシ」トアル、之ニ對スル所ノ除外法トシタレバコソ、第二項ニ於テ雜誌ノ類ニアツテハ内務大臣ノ許可ヲ得テ第三條ノ手續ヲ省略スルコトヲ得トシタノデアル、處ガ私ハ他ニ考ヘル所アツテ此原案ニアル第十一條ノ第一項ト云フモノハ全ク取去ツテ仕舞ハウト云フノデアリマス、之ヲ取去ツテ仕舞ハウト云フコトニナルト云フト、第二項ハ決シテ孤立スルコトノ出來ナイモノノデアル、即チ第二項ガ第二項トシテ此處ニアルノハ、第一項ト連鎖ノ關係アル脉絡ノ因縁アルガ故ニ、第二項トシテ存在スルコトガ出来タモノデアリマスガ、若シモ第一項ヲ除去ルトスルト、最早獨リ立ツコトハ出來ナイモノノデアル、斯ク申シマシタル上ハ私ハ順序トシテ、第十一條ノ第一項ヲ除去ルノ理由ヲ述ベザルヲ得ヌコトデアリマス、是ハ先キニ涉ルコトデハゴザイマスケレドモ、本項ノ挿入ニ付イテ最モ關係ヲ有ツモノデサスト云フコトガ第二條ノ手續デアル、就イテハ此手續ヲ此文字ニ拘泥シテハ、而シテ此手續ヲ省略シタル所ノ結果ヲ考ヘルト云フト、恰モ此第十一條ノ第一項ハ何ゼ除去ルカト云フニ、此第十一條ノ第一項ハ何故ニ冊號ヲ逐フテ順次出版スル文書圖畫ノ版權年限ヲ每號其出版本ノ月ヨリ起算スルト云フコトニセラレタカ、前條即チ第十條ニ據リマステ、此第デゴザイマス、第十一條ノ第一項ハ何ゼ除去ルカト云フニ、此第十一條ノ第一項ヲ除去ルノ理由ヲ述ベザルヲ得ヌコトデアリマス、是ハ先キニ涉ルコトデハゴザイマスケレドモ、本項ノ挿入ニ付イテ最モ關係ヲ有ツモノデゴザイマスカラ、暫ク御忍ヲ願シテ此處ニ豫メ陳述スルハ又止ムヲ得ナイトハ出來ナイモノノデアル、斯ク申シマシタル上ハ私ハ順序トシテ、第十一條ノ第一項ヲ除去ルノ理由ヲ述ベザルヲ得ヌコトデアリマス、是ハ先キニ涉ルコトデハゴザイマスケレドモ、本項ノ挿入ニ付イテ最モ關係ヲ有ツモノデゴザイマスカラ、本員此理由ヲ知ルニ苦ムノデアル、成程冊號ヲ逐フテ順次ニ出版スル文書圖畫ノ如キハ其取扱ヲ異ニシテ、第二項ニアル雜誌ノ如キハ、前ノデアル、然ルニ獨リ冊號ヲ逐フテ順次出版スル文書圖畫ニ限シテハ其版權年限ノ起算點ヲ出版ノ月ヨリ起算スルト云フコトニセラレテアルノハ如何ナル理由デアルカ、由デアルカ、本員此理由ヲ知ルニ苦ムノデアル、成程冊號ヲ逐フテ順次ニ出版スル文書圖畫ノ如キハ其取扱ヲ異ニシテ、第二項ニアル雜誌ノ如キハ、前ノデアル、然ルニ獨リ冊號ヲ逐フテ順次出版スル文書圖畫ニ限シテハ其版權年限ノ起算點ヲ出版ノ月ヨリ起算スルト云フコトニセラレタカ、前條即チ第十條ニ據リマス、是ノ如キモノニ於テハ、出版ノ月ヨリ起算スルト云フコトニシナケレバナラアル、何トナレバ一般ノ場合ノ如ク版權登錄ノ月ヲ以テ起算點トスルト云フト、將來其發行スペキモノハ、進行ヲ始ムルト云フ不都合ヲ生ズルコトデアリマス、故ニ必ズ斯ノ如キモノニ於テハ、出版ノ月ヨリ起算スルト云フコトニシナケレバナラヌモノデアル、然レドモ此第十一條ノ第一項ノ手續ニ據レバ、矢張其都度第三條ノ手續ヲ履マスノデアル、既ニ其出願ノ手續ガ一般ノ場合ト同ジクスルモノナラバ、其版權年限ノ起算點モ亦一般ノ場合ト均シテ、出版ノ月日ヲ以テ起算點トシナケレバナリマセス、何ニ依テ之ニ限シテ出版ノ月ヨリ起算スルト云フコトニセラレタカ、甚ダ允當ヲ缺クモノト思ハネバナラヌモノデアリマス、故ニ此第十一條第一項

ヲ除去ラウト云フノデアル、既ニ之ヲ除去ルト云フト、現ニ第二項ハ最早前項即チ第一項ニ對スル所ノ除外法ニハアラズシテ、性質ヲ一變シテ全ク第三條第一項ニ對スル所ノ除外法トナルノデアル、是レ私ガ第一項ヨリ移シ來タルノ第二項ニ插入シヤウトスル所以デゴザイマス、ソレデ斯ノ如ク第十一條ノ第一項モ除キ、又第二項ニ之ヲ移シテ第三條ノ第二項ニ持ツテ來ルトスルナラバ、第十一條ニハ何モ無イト云フコトニナリマス、四項ノ「他人ノ著作ト云フ字ヲニ尙ホ一項ヲ入レテ置カナケレバナラヌト云フモノ、アルコトヲ信ズルノデアリマス、ソレハ即チ第三條第二項ヲ插入スルニ付イテ此結果、此始末ヲ付ケルタメニ第十一條ニ一項ヲ置カウト云フノデゴザイマス、ソレハ如何ニ置カウトスルカ、斯ノ如キモノデゴザイマス

第三條第二項ノ場合ニ於ケル版權年限ハ毎號其出版ノ月ヨリ起算ス

斯様ニスルノデアル、ソレハ斯クシナケレバナラヌコトデアル、如何トナレバ既ニ第三條ノ第二項ニ於テ冊號ヲ逐フテ出版スル雜誌ノ類ニアッテハ、内務大臣ノ許可ヲ得テ前項ノ手續即チ其都度版權願ヲ爲サシハルト云フ所ノ手續ヲ省略スルコトニ致シマシタナレバ、勢ヒ之ニ係ル所ノ雜誌ノ版權ト云フモノハ、其出版ノ月ヨリ年限ヲ起算スルト云フコトニシナケレバナラヌモノデアル、然ラサレバ未ダ發行ヲシナイ雜誌ニ對シ忽チ版權年限ノ進行ヲ始ムルト云フコトニナル、又極端ヨリシテ之ヲ言ハシメタナラバ、未ダ發行シナイニ全く版權年限ノ終了ニナルト云フコトモ決シテ無イト云ヘナイコトニナルデゴザイマス、此等ノ不都合ヲ醫スルガタメニ私ハ第十一條ノ第一項第二項ヲ取テ、之ニ易フルニ今申シマシタ所ノ一項ヲ以テシヤウトスル譯デゴザリマス、諸君幸ニ御了承アランコトヲ……

○議長(曾禰荒助君) 小西君ノ說ニハ贊成者ハアリヤセヌカラ問題トナリマセヌ、第三條ハ原案ノ第三項ハ削ツテゴザリマス、修正案ニ就イテ異議ハゴザリマセヌカ

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(曾禰荒助君) 小西君ノ聲起ル

○議長(曾禰荒助君) 異議ガナケレバ修正案通り可決、第四條、第五條、第六條ノ三條ヲ議事ニ掛ケマス、別ニ異議ガナケレバ原案ノ通り可決

○小西甚之助君(九十三番) 小西君ニ御遺シナサイ

○議長(曾禰荒助君) 何デスカ

○議長(曾禰荒助君) 一寸極ク短カイコトヲ……

○議長(曾禰荒助君) 何デスカ

○議長(曾禰荒助君) 一寸短カイ、修正トシテ持出ス程ノコトデハナ

○議長(曾禰荒助君) 何デスカ

○小西甚之助君(九十二番) 一寸短カイ、此第七條ノ四項デゴザリマス、此四項ノイト思ヒマス、若クハ活字ノ誤リカト思フコトガアル

○議長(曾禰荒助君) 御遺シナサイ

○小西甚之助君(九十二番) ハイ、此第七條ノ四項デゴザリマス、此四項ノイト思ヒマス、若クハ活字ノ誤リカト思フコトガアル

○議長(曾禰荒助君) 十七番、何デスカ「版權所有主」トアルハ「者」ノ間違ヒモデハナイカト云フノデス

○早川龍介君(十七番) 全ク間違ヒナイ積リデゴザリマスガ、若シ字句ガ甚ダ惡イナレバ誤植カモ知レヌ

○議長(曾禰荒助君) 修正案ノ所ヲ一ツ申シマス、第七條ノ第一項ノ尻ニ「アラザレバ」云々ト云フコトデゴザリマスガ、此所有主ト云フコトハ前後ノ條項ニ總テ「所有者」ト云フコトニナツテ居ルデゴザリマス所カラ考ヘマスルト、全ク是ハ活字ノ誤リト考ヘマスガ、ドウデゴザリマスカ

○議長(曾禰荒助君) 大垣兵次君(二百三十七番) 小西君ニ贊成致シマス、是ハ尤モノコト、思

○議長(曾禰荒助君) ト書イタノハ「非」ニ直ツテ居リマス、四項ノ「他人ノ著作ト云フ字ヲ」ト書イタノハ「非」ニ直ツテ居リマス、此修正案削ツテ二種以上ノ著作若クハ講義演説ノ筆記ト成ツテ居リマス、此修正案ニ付イテ異議ハゴザリマセヌカ

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(曾禰荒助君) 異議ガナケレバ修正案通り可決、第八條、第九條、第十條マデ行キマス

○渡邊洪基君(七十番) 議長

○議長(曾禰荒助君) 渡邊君

○渡邊洪基君(七十番) 唯今小西君ノ氣付キガゴザリマシタガ、能ク何シテ見マスト是ハ必ズ誤植デアラウト思ヒマス、何故ト言フニ此第七條ノ末項ニ

○議長(曾禰荒助君) モウ其所ハ濟ミマシタ、其所ハ濟ミマシタ

○渡邊洪基君(七十番) 誤植ナレハ宜イデセウ

○議長(曾禰荒助君) 濟ンダ所ハ仕方ガナイ、ソレハ三讀會ノ時宜イヤウニシタラ宜シカラウ

○渡邊洪基君(七十番) 誤植ナレハ宜イデセウ

○議長(曾禰荒助君) 九十三番

○小西甚之助君(九十三番) 私ハ此九條ニ修正ガゴザリマス、第九條ノ第二項ニ「版權登錄證書ニ誤謬アリタルトキハ其理由ヲ記シ其更正ヲ内務省ニ願出ルコトヲ得但云々トアル、此願出ルコトヲ得ト云フ七字ヲ「願出ツヘシ」ト云フ五字ニ改メヤウトスルノデアル、其譯ハ願出ヅルコトヲ得ト云フコトデアッテハ甚ダ甲斐ナイコトデ、願出ルコトガ出來モスルガ又願出ナクテモ宜トイ云フコトニナルノデアル、私ハ甚ダ甲斐ナイコト、思フノデ、是ハ願出ヅベシトイ云フ命令詞ニ換ヘタイノデアル、其譯ハ苟モ版權登錄證書ニ誤認ノアルト云フトキニ於テハ、決シテ之ヲ正サナサイテ其儘ニ置クベキモノデナクモ

○大垣兵次君(二百三十七番) 小西君ニ贊成致シマス、是ハ尤モノコト、思

○鶴飼郁次郎君(二百四十六番) 大層議場ニ人モ少ナウゴザリマス、且又小

西君ノ演説ヲ先キカラ聽クニ何ダカ氣合ヒガ掛チテ居ラヌヤウア因リマス、實ニ小西君ニ向テ満場が謝サナケレバナラヌコトガアル、斯ノ如キ精密ナ調査ヲスル人ト云フモノハ實ニ此議會ニ貴イ人テゴザリマス、現ニ先般議シマシタ登記法案テゴザリマス、アレハ三讀會ノ時ニ――將ニ三讀會ヲ通過セシムル時ニ、何條デゴザイマシタカ忘レマシタガ、「市區役所」ト云フ字ガナ、市役所區役所ト云フ字ガ落チテ居ル、是ハ小西君ガ見付ケ出サレテ大方落チタモノニアラウト云フテ、遂ニ「市區役所」ト云フ字ヲ入レマシタ、アレハ小西君微シセバ何處へ登記ニ往シテ宜イカ分ラナイヤウニナシテ誠ニ缺點デアル、ソレハ小西君ガ不斷精密アルカラ發見サレテ完全ナル登記法ニナシタノデアリマス、此議場ニ小西君微シセバ遂ニ市區役所ノ文字ハ登記法中ニ落チテ仕舞フヤウニナル、此事モ左様デゴザイマス、此議會ニ於テハ小西君ニ向シテ感謝シナケレバナラヌ、唯今ノ「得ヘシ」ト云フ字ニ變ヘルノモ最セデゴザイマス、此版權法ノ利害ノ及ブノハ著述者一人デゴザイマスガ、文明氣合ヒノ掛チテ居ラヌヤウニ見エルノハ惜ムベキコトデゴザイマス、小西君ハ日夜ヲ分タズ調査サレテ居ル譯デゴザイマス、斯ウ云フコトハ一度發スレバ變ヘルニハ難イコトデゴザイマス、良シ變ヘルニシテモ朝令暮改議會ノ信用ヲ薄クスル譯デゴザイマスカラ、小西君ノ說ニ贊成アランコトヲ切ニ諸君望ミマス、且ツ登記法ニ「市區役所」ノ文字ヲ入レタノハ、小西君ノ賜デアルト云フコトヲ御記憶アランコトヲ望ミマス

○議長(曾禰荒助君) (贊成々々ト呼ブ者アリ)

マダ七人ホカ贊成ガナイ

○藤田孫平君(百四十三番) 私モ之ハ「願出ルコトヲ得」ト云フノハ甚ダ宜クナイカラ贊成シタイト思ヒマスガ、「願出ツベシ」ト云フノモ宜クナイカラ贊成シカネル

○議長(曾禰荒助君) 御待チナサイ、マダ問題ニナリマセヌカラ
○藤田孫平君(百四十三番) 小西君ガアノ儘ニ入レバ修正シマス
○議長(曾禰荒助君) マダ說ガ成立シテ居リマセヌ――、反對ナラバマダ成立シテ居リマセヌ

○藤田孫平君(百四十三番) 原案ヲ修正致シマス、内務省ニ更正ヲ申出ツベシトシタイ、内務省ガ間違タノデアルカラ願出ツベシト云フノハ宜クナイト思ヒマス、故ニ「更正ヲ願出ツベシ」トスルノガ當リ前ト思ヒマス

(若シ自分ノ失錯ナレバドウスル、ト呼ブ者アリ)

○安部井磐根君(六十八番) 贊成――、小西君ニ贊成

○議長(曾禰荒助君) 小西君ノ說ハ問題ニナリマシタ

○伊藤大八君(百三十九番) 拙者ハ斯ウ云フコトハ縱令小西君ガ細密ナル御調查ガアシタト云フテモ、決シテ贊成スペキコトデナイト思ヒマス、何ゼナレバ是ハ「得ル」ト云フノデ味ガアル、之ヲ「願出ツベシ」ト命令的ニ何デモシナケレバナラヌト云フト甚ダ不都合デゴザイマス、版權ヲ願ハズトモ宜イト思フ書物ガアレバ願出デズトモ宜シイ、勝手ニ任セテ宜シイ、ソレヲ何デモ願出ヅベシト命令的ニスルノハ宜シクナイ、斯様ナコトヲ考ヘルノハ餘リ精密ノ御調査ガ行届クカラサウナツタノダラウト思ヒマス、斯ノ如キ理由ナル

ガ故ニ、之ハ「得ル」ト云フノガ宜シト云フ理由ヲ以テ本案ヲ維持致シマスカ――、第八條ヲ先づ決ヲ採リマス、八條ニハ「又ハ」ト云フ修正ガゴザイマス、他ニ別段修正ガゴザイマセヌカラ委員ノ修正ノ如ク可決ト認メマス、第十九條ニ就イテ小西君ノ修正說「願出ルコトヲ得」トアルヲ「願出ツベシ」ト修正スルニ同意ノ方ハ起立

起立者少數

○議長(曾禰荒助君) 少數――、原案ニ就イテ異議ハゴザイマセヌカ

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(曾禰荒助君) 異議ガナケレバ原案ノ通り――、第十條異議ハゴザイマセヌカ、是モ修正ガ一字ゴザイマス、「仍ボ」ノ「ホ」ノ字が削シテアルノデゴザイマス――、異議ガナケレバ此通り可決ト認メマス、第十一條、十三條、十四條、十五條是丈ヲ議ニ掛ケマス

○議長(曾禰荒助君) (ゴザイマス) 第十一條ニハ「ナスベシ」ト云フ「ナス」ト云フ字ガ「爲」トナシテ居ル、第十三條ニハ「仍ボ」ノ「ホ」ノ字ガ削シテアル、其仕舞ノヨリ「ト云フ假名ガ本字ニ直シテアル、十五條ニハ「アラザレハ」ノ「アラ」ノ二字ヲ「非」ノ字ニ直シテアル――、小西君、あなた修正ガ出テ居リマスガ

○小西甚之助君(九十三番) 私ハ此十六條ニ在ル所ノ「其寫本ヲ發賣シテ」ニゴザイマスガ

○議長(曾禰荒助君) 十六條ハマダ議ニ掛ケマセヌ、あなたノ修正ハ十一條

○小西甚之助君(九十三番) 十一條ハ前ノ三條ニ插入スルト云フコトガ否決ニナリマシタカラ、撤回シナケレバナリマセヌ

○議長(曾禰荒助君) 宜シウゴザイマス、別ニ御異議ガゴザイマセヌケレバ決ヲ採リマセウ、總テ異議ガナイスヒマスカラ十五條迄修正案ノ通り可決ト認メマス――、第十六條ヨリ第二十二條迄參リマス――、小西君

○小西甚之助君(九十三番) 十六條ニ「其寫本ヲ發賣シテ版權ヲ犯ス者亦同シ」トアリマス、此十七字ヲ除カウト思ヒマス、其譯ハ其寫本ヲ發賣シテ版權ヲ犯ス者亦同シ、損害賠償ノ責ニ任ズルモノデアルト云フコトヲ示シタモノデアル、シテ見レバ此後々ノ方ニ於キマシテモ總テ偽版ナシト云フ字ノ下ヘハ、必ズ其寫本ヲ發賣シテ版權ヲ犯シタルモノヲモ加ヘナケレバナラヌコト

デアル、例ヘバ第十七條ニモ版權ノ訴アル時ハ云ナトアル、此處ヘモ寫本ヲ發賣シテ版權ヲ犯ス場合ト書カナケレバナラヌ、其他斯ノ如キ一定ニシナケレバナラヌコトハニシテ足ラヌコトデアル、故ニ私ハ此十七字ノ文字ヲ此處デハ取除イテ第二十三條ニ持シテ往シテ、サウシテ偽版ヲ以テ論ズベキモノデアルト云フコトニ致シ置キタインデアル、サウスルナレバ文字ハ極ク簡ニシテ其意思ト云フモノハ一般ニ及ブト云フ利益がアラウト思フノデアル、即チ其寫本ヲ發賣シテ版權ヲ犯スガ如キハ其性質偽版ヲ以テ論ズベキモノデアル、故ニ之ヲ此處ニ於テ取除イテ第二十三條ニ加ヘヤウトスルノデアル、第二十三條ニ據レハ一文書圖畫ヲ寫真ト爲シ因テ其版權ヲ犯スモノハ偽版ヲ以テ論ス」トア

ル、文書圖畫ヲ寫眞トナスト云フノモ又寫本トナスト云フノモ、筆ヲ以テ寫

スノト藥品ヲ以テ寫スノトハ幾ド相類シタコトデアル、故ニ此除去タル十

七文字ハ第二十三條ノ文書圖畫ノ上ニ置イテ「寫本ヲ販賣シ及文書圖畫ヲ寫

眞ト爲シ因テ其版權ヲ犯スモノハ偽版ヲ以テ論ズ」ト斯様ニ致シタイノデゴ

ザイマス、是ハ先キノ方デハアリマスガ豫メ申シテ置キマス、斯ク言ハゞ或

ハ難ズル者アルカモ知レヌノデアル、偽版ヲ以テ論ズルト云フノハ——、寫

本ヲ發賣スルガ如キハ版ヲ以テスルノデナイ、故ニ偽版ヲ以テ論ズルニハ當

ラスト云フコトヲ云フ人ガアルカモ知レナイ、然レドモ偽版ヲ以テ論ズルト

云フノデアルカラ更ニ差支ハナイ、之ヲ尙ホ偽版ヲ以テ論ズルト云フハ——、寫

イモノデアルナラバ、二十三條ノ寫眞ト爲スガ如キモ偽版トナスコトハ出來

ナイノデアル、然ルニ二十三條ニハ文書圖畫ヲ寫眞トナシ、因テ其版權ヲ犯

スモノハ偽版ヲ以テ論ズルト云フコトニナツテ居ルノデアル、然ラバ筆ヲ以

テ寫ス所ノ寫本ヲ發賣スルノモ、第二十三條ニ加ヘテ差支ナイコトト思フノ

デゴザイマス、是レ私ガ此第十六條ニ於テ此文字ヲ除イテ、第二十三條ニ持

ツテ往カウトスル所以デゴザイマス——、別段ニ御議論ハゴザイマセ

○議長(曾禰荒助君) 別段ニ議論ハゴザイマセヌカ、委員ノ修正ハ第十八條

ニ「關スル」ノ「ス」ノ字ガ省イテアル、ソレニ過ギマセヌ——、別段ニ御議論ハゴザイマセ

「非」ノ字ニ直シテアル、ソレニ過ギマセヌ——、別段ニ御議論ハゴザイマセ

ヌカ

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(曾禰荒助君) 異議ガ無クバ修正案ノ通り可決ト認メマス——、第一

十三條、第二十四條、第二十五條

○小西甚之助君(九十二番) 私ハ此第二十五條ヲ全ク削除シタイト思フノデ

ゴザイマス、此第二十五條ハ偽版ノ訴アツテ其偽版タルヤ否ヤガ決シ難イト

キハ、其訴ヲ受ケタル裁判所ニ於テ三名以上ノ鑑定者ヲ選ンデ之ヲ鑑定シ得

ルト云フコトヲ規定シテアルノデアル、是ハ實ニ無用ナル成文ト云ハナケレ

バナラヌト思フノデゴザリマス、凡ツ判事ハ争ノ判決ニ就イテ特別ノ鑑定ヲ

要スルモノニ於キマシテハ、鑑定ノ報告ヲ命ズルコトハ何時ニ於テモ爲シ得

ルコトハ是ハ言ハイデモ分ツテ居ル、實ニ當リ前ノ話デアル、然ルニ茲ニ法

律ガ此場合ニ於テ鑑定人ヲ選ンデ鑑定セシムルコトヲ得ルト云フガ如キコト

ヲ規定スルノハ事實犯スベカラザル裁判權内ノ心證ニ立入ルト言ハナケレバ

ナラヌ、殊ニ判事ハ鑑定人……、聽取レズ雖モ之ニ從フノ義務ナキト云フコ

トハ證據ノ原則デアル、此法案ニ於テ判事ノ干渉ヲナスト云フコトハ、裁判

官ノ心證權ニ立入ルコトデアツテ、是ハ實ニ不都合デアルト思フ、故ニ第二

十四條ハ全ク削除シタイト思ヒマス

○目黒徳松君(百十五番) 小西君ニ贊成
(贊成々々ト呼ブ者アリ)

○議長(曾禰荒助君) もウ贊成者ハゴザイマセヌカ

○議長(曾禰荒助君) 贊成タクト呼ブ者アリ

○議長(曾禰荒助君) 成立チマシタ、成立チマシタカラ議題ニナリマシタ、第二十三條第二十四條ノ決ヲ採リマス、是ハ議論モゴザイマセカラ原案ノ通リニ決シマス、第二十五條ノ決ヲ採リマス、即チ小西君ノ刪除スルト云フ說デアリマス、故ニ小西君ノ決ハ採レマセヌカラ原案ノ決ヲ採リマス、第二

十五條ニ贊成ノ諸君ハ起立

起立者 多數

○議長(曾禰荒助君) 多數デゴザイマス 第二十六條第二十七條

○小西甚之助君(九十三番) 此二十六條中ノ「原書」ト云フ文字ガアル、此原書ト云フ文字ヲ「原版」ト改メヤウト思ヒマス、其譯ハ一法律ノ下デ名ヲ同ジウシテ義ヲ異ニスルモノガニツアルト云フハ、甚ダ不都合ト云フニ外ナラヌ

ノデアル、第二十條ニ據レバ原書ト云フ文字ガアルノデアル、サウシテ此文字ト云フモノハ翻譯書ニ對スル所ノ文字デアル、處ガ此二十六條ニアル所ノ文字ト云フモノハ決シテ翻譯書ニ對スル文字デハナク、原版ニアル文字ヲ書現

ハシタモノノデアル、然ラバドウシテモ之ハ原版ト改メネバナラヌ、又一面ヨリ考ヘルトキハ原版トナルベキモノハ必ズシモ文書ノミニハ限ラナイモノデア

ル、此版權法案中ニハ文書圖畫ト云フモノガ殆ド熟字トナツテ居ルト云フテ字ト云フモノハ決シテ翻譯書ニ對スル文字デハナク、原版ガ圖畫デアルト云ツテモ宜シイ、原版必ズシモ原書ノミニ限ラヌ、原版ガ圖畫デアルト云ツテモジウシテ其義ヲ異ニスルモノノデアルカラ、此原書ヲ原版ト改メマス所以デアリマス

(贊成々々ト呼ブ者アリ)

(此原書ハ違ロマスト云フ者アリ)

(採決々々ト呼ブ者アリ)

○議長(曾禰荒助君) 決ヲ採リマセウ、二十六條ハ小西君ノハマダ成立チマセヌ、故ニ委員ノ修正ノ處デ……委員ノ修正ハ偽版ニ關スノ「ス」ガ脱ケテ居ル、時效ノ「效」ノ字ガ本字ニ直シテアル、ソレダケノコトデアリマス、御議

論ガアリマセヌケレバ、一十六條ハ委員ノ修正ノ通り、一十七條ハ原案ノ通リ……、第二十八條、第二十九條ノ二條ヲ議ニ掛ケマス

○小西甚之助君(九十三番) 私ハ此二十八條ト二十九條ト兩條ニ修正致サウト思ヒマス、第二十八條中ノ「著作者ノ氏名ヲ隠匿シ又ハ」トアル、此下ノ「他人」ノ著作ヲ「ト云フ六字ヲ除カウト思ヒマス、其譯ハ他人ノ著作ヲ詐稱スルト云フモノハドウ云フコトデアルカト云フニ、全ク甲ノ人ノ著作デアルノヲ乙ノ人ノ著作ト詐稱スルコト云フモノデアラウト思フ、果シテ然ラバ取

モ直サズ著作者ノ氏名ヲ詐稱スルノ時ニ遇ギナイ、シテ見レバ「他人」ノ著作ト云フ文字ハ實ニ用ラナサナイ、文字デ蛇足ト言ハネバナラヌ、之ヲ除去シテ讀ミ下ストキハ「著作者ノ氏名ヲ隠匿シ又ハ詐稱シテ隸刻スルヲ得ス」斯ウ云

フコトニナルノデアル、シテ見レバ矢張此他人ノ著作ヲ詐稱スルト云フモノハ、著作者ノ氏名ヲ詐稱スルト云フコトニナルガ故ニ、此他人ノ著作ト云フ文字ハ無用ト見ナケレバナラヌノデ、之ヲ除クト云フノデアリマス、次ハ第

二十九條デゴザイマスガ、此第二十九條ニハ「第三條ノ手續ヲ爲サズシテ版權所有ノ字ヲ記載シタル文書圖畫ヲ出版スル者ハ」是レニノ罰金ニ處ス、斯ウアリマスガ、私ハ此第三條ノ手續ヲ爲サズシテト云フ十二字ヲ「版權登録ヲ得シテ」ト云フ九字ニシヤウト思ヒマス、第三條ノ手續ト云フノハ如

何ナルモノデアルカ、全ク版權ノ登録ヲ得ル前ニ於ケル準備ノ手續ニ外ナラ

スモノデアル、故ニ此第三條ノ手續ヲナシタカラト云ッテ直ニ版權登錄ヲ得タルモノトハ見ラレナイノデアル、版權登錄ヲ得シガタメノ準備ノ手續デアル、然ルニ此準備ノ手續ヲ爲シ了ダタカラト云ガテ、版權所有ノ字ヲ書クコトガ出來ルト云フコトニナシテハ甚ダ……、殊ニ第五條ニハ何ト書イテアリマス、版權登錄ノ文書圖畫ニハ其保護年限間ハ版權所有ノ四字ヲ記載スベシ云々トゴザイマス、即チ此版權所有ノ四字ヲ記載スルト云フコトハ版權登錄ノ文書圖畫ニスベキモノデアル、版權登錄ノ未ダ成ラナイ文書圖畫ニ向シテ版權所有ノ四字ヲ記載セヨトハ命ジテナインオデアル、然ルニ此第三條ノ手續ヲ爲サズシテ此四字ヲ加ヘルコトガ出來ルト、版權所有ノ四字ハ……ト云フコトニナルノデアル、然レドモ版權所有ノ四字ヲ記載セヨトハ命ジタノハ即チ

第五條デ、其第五條ニハ版權登錄ノ文書圖畫ニハ版權所有ノ四字ヲ記載セヨト云フコトニナシテ居ルノデアル、然ルニ版權登錄ノ成ラナイ全ク版權登錄ヲ得ルノ準備ヲ爲シタトキニ於テ版權所有ノ四字ヲ記載セヨトハ命ジタノハ即チ

條ノ第二條ノ手續ヲナサスシテ云々ト云フノヲ、版權登錄ヲ得スシテ云々ト云フコトニ改メヤウトスル次第デアリマス

(決ダト呼ブ者アリ)

○議長(曾禰荒助君) 少シ御待チナサイ——、小西君ノ修正ハ成立チマセヌ、委員ノ修正ハ「ナサスシテ」——ハ「爲」ト云フ字ニナシテ居ル——、決ヲ採リマス、別段ニ御議論モアリマセヌカラ、二十八條ハ原案ノ通り二十九條ハ修正ノ通り可決シタモノト認メマス——、第三十條、第三十一條、第三十二條——三條ヲ會議ニ掛ケマス

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(曾禰荒助君) 第三十條ニ修正ガゴザイマス、「此法律ニ關ル公訴ノ時效ハ二年ヲ經過スルニ因テ成就ス」斯ウナシテ居マス——、御議論モゴザイマセヌカ

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(曾禰荒助君) 第三十條ハ原案ノ通り可決シタモノト認メマス、茲ニ於テ第二讀會ハ結了致シマシタ

○百万梅治君(四十二番) 直ニ第二讀會ヲ開カレンコトラ……
(賛成々々ノ聲起ル)

○議長(曾禰荒助君) 第二讀會ヲ直ニ開クト云フ賛成ガ、澤山見エル様デコザイマスガ……
(異議ナシト呼ブ者アリ)

版權法案

第三讀會

○渡邊洪基君(七十番) 此總テヲ御移シナシタノデスネ
○議長(曾禰荒助君) 朗讀ハ省キマセウ
○渡邊洪基君(七十番) サウシマスレバ先程……、第七條ノ末項ノ「書畫ノ版權ハ其原本ノ所有者ニ屬スルモノトス」トアシテ、前項ニハ「所有主」トナシテ居ル、是ハ「者」ノ間違アリマスカラ之ヲ御直シニナルコトヲ希望致シマス

(賛成々々ト呼ブ者アリ)

○早川龍介君(十七番) 總テ「所有者」ト書イテアルガ、茲ニハ「所有主」ト書イテアリマス、是ハ何モ異議ノナイコトデ……
○議長(曾禰荒助君) 唯今ノ渡邊君ノ發議ニハ賛成者モ隨分アリマスルガ、他ニハ御異議ハゴザイマセヌカ

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(曾禰荒助君) 然ラバ伺ツテ置キマス、「主」ノ字ハ「者」ノ字ニ換ヘルコトハ宜イト致シタ所デ、他ニ假名位ナコトハアラウモ知レマセヌガ、前ノ法案ト均シタ假名位ノ違ヒハ能ク直シタラドウデス

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(曾禰荒助君) 其通り致シマス——、第三讀會ハ、然ラバ結了シタモノト認メテ異議ハアリマセヌカ

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○工藤行幹君(百九十七番) モウ定足數ニ足ラヌカト思ヒマスガ……
(異議ナシト呼ブ者アリ)

○工藤行幹君(百九十七番) モウ定足數ニ足ラヌカト思ヒマスガ……
(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(曾禰荒助君) かつく足シテ居リマス

○早川龍介君(十七番) 餘程大切ナ問題デスカラ明日……
(賛成々々ト呼ブ者アリ)

○工藤行幹君(百九十七番) 定足數ニ足ラヌカト認メマス、ドウゾ議長確カト検メテ散會スルコトヲ希望シマス

○加藤喜右衛門(十二番) 十三番モ同様デス

○議長(曾禰荒助君) 未ダ時間ガ少シ早クゴザイマスガ、棉花ノコトハ人ノ少ナイトキニ遣ルヨリ、多イ時ニ遣シタ方ガ宜イカラ……、少シ人ガ足ラヌ様デス

○工藤行幹君(百九十七番) (小池書記官朗讀) (數ガ足リナシカニ遣リタイコトハ遣リタイガ止ムト呼ブ者アリ)

○議長(曾禰荒助君) 明日ノ議事日程ヲ報告致シマス、數ガ足リマセヌ

○議長(曾禰荒助君) 明治二十六年二月十五日

第一 度量衡法追加案(本院提出貴族院回付)

第二 條約改正上奏案(鈴木昌司君外七名提出)

第三 輸入棉花關稅免除法律案

第四 木會濱利根信濃四大川ノ治水ニ關スル建議案

第五 航路擴張建議案

第六 金祿公債證書下附ノ請願

第七 明治二十三年法律第八十四號改正案

第八 豫戒令廢止建議案(長谷場純孝君外四名提出)

第九 日本銀行ニ關スル建議案(中村彌六君提出)

午後五時三十五分散會

(請願委員) (特別委員)

第二讀會

(請願委員) (特別委員)

第一讀會

(請願委員) (特別委員)